

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                 |
|-------|----------------------|
| 9     | 国民健康保険に関する事務 重点項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

金沢市長

## 公表日

令和7年1月14日

## 項目一覧

|                      |
|----------------------|
| I 基本情報               |
| II 特定個人情報ファイルの概要     |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策            |
| IV 開示請求、問合せ          |
| V 評価実施手続             |
| (別添2) 変更箇所           |

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

|        |   |
|--------|---|
| ①事務の名称 | 国民健康保険に関する事務  |
| ②事務の内容 | <p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>①社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定<br/>         ②所得等の情報を元にした軽減措置等の適用、保険料計算及び賦課<br/>         ③保険料の徴収、滞納整理<br/>         ④被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する保険給付</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表の項番44の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</li> <li>・国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</li> <li>・国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務</li> <li>・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務</li> <li>・国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務</li> <li>・国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う(番号連携システム要件)</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令(以下、「主務省令」という。)第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する(番号連携システム、中間サーバー要件)</li> <li>・主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する(番号連携システム、中間サーバー要件)</li> </ul> <p>また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、</p> <p>国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ul> |
| ③対象人数  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p>1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満<br/>         3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満</p>  |

| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム |  |
|----------------------------------|--|
| システム1                            |  |
| ①システムの名称                         | 国民健康保険事務処理標準システム(保険料賦課システム)  |
| ②システムの機能                         | <p>1. 照会<br/>: 国民健康保険世帯の調定情報、算定根拠、更正履歴、特徴処理状況、個人住民税、固定資産税、国民健康保険資格および口座登録の状況の照会を行う。</p> <p>2. 申請受付<br/>: 減免申請などを受け付ける。※減免は、減免額・減免率・期別減免額の3パターン。<br/>減免世帯に対して、更正が発生した場合には対象者をリストアップして減免額の再確認を行う。</p> <p>3. 賦課資料入力<br/>: 所得・資産などの賦課根拠の情報、介護2号適用除外情報、被扶養者情報および年少被保険者人数情報の入力を行う。</p> <p>4. 更正決議<br/>: 月次に行う一括更正、入力誤り等に対応するための即時更正を行う。過年度更正においても、一括・即時に対応して、増額と減額を分けて決議する。</p> <p>5. 税(料)額試算<br/>: 架空の資格状況や所得データを基に賦課額をシミュレーションする。</p> <p>6. 税(料)率試算<br/>: 指定した総賦課額から適正な率や金額を求め、複数指定した率や金額から総賦課額を求める。<br/>また、国民健康保険中央会の保険料(税)適正算定システム用にデータを切り出す。</p> <p>7. 当初賦課処理計算<br/>: 本算定の当初賦課計算や納付書の作成など、当初賦課に関連する処理を行う。</p> <p>8. 各種帳票の出力<br/>: 賦課準備のための各種調査用一覧表や、総賦課額調定表・異動分調定表・増減調定表などの複数の調定情報の集計表を出力する。</p> <p>9. 国・都道府県への報告資料の作成<br/>: 国への報告資料の課税状況調べ、都道府県への報告資料の基盤安定交付金や保険基盤安定など各種報告資料を作成する。</p> <p>10. 宛名機能<br/>: 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>11. 庁内連携機能<br/>: 自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p> |
| ③他のシステムとの接続                      | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等                                        [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 国民健康保険事務処理標準システム(資格管理システム・保険料(税)収納システム)、介護保険システム、中間サーバー )</p>  |

| システム2～5     |   |
|-------------|---|
| システム2       |   |
| ①システムの名称    | 国民健康保険事務処理標準システム(資格管理システム)  |
| ②システムの機能    | <p>1. 照会<br/>:世帯・個人の得喪状況、基準日時点の資格状況、証の発行状況、他業務の情報を照会する。</p> <p>2. 異動処理<br/>:加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル遠・住所地特例の各資格異動処理から、保険証の発行まで行う。</p> <p>3. 証発行管理<br/>:保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行う。また、発行した証の交付回収履歴を一元管理を行う。</p> <p>4. 前期高齢者判定<br/>:随時・月次で、前期高齢者判定処理を行う。</p> <p>5. 申請受付<br/>:限度額減額認定申請・基準収入額適用申請・特定疾病認定申請の受け付けと、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)・旧被扶養者・非自発的失業者の登録を行う。</p> <p>6. 滞納管理<br/>:短期保険証や資格証明書の対象者の判断のため、滞納者を抽出して納税相談や納付喚起などの住民とのやり取りを記録する。</p> <p>7. 保険証の一括更新<br/>:滞納管理機能で管理された情報から保険証・短期保険証・資格証明書を自動で分類し出力する。</p> <p>8. 各種一覧表の出力<br/>:年齢到達者一覧、住記異動者一覧、課税区分変更世帯一覧、年金異動確認一覧などを出力する。</p> <p>9. 都道府県への報告資料の作成<br/>:事業月報や短期保険証交付状況集計表、外国人国籍別一覧表、年齢別統計表など都道府県に報告する資料を出力する。</p> <p>10. 宛名機能<br/>:住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>11. 庁内連携機能<br/>:自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 国民健康保険事務処理標準システム(給付システム・保険料(税)収納システム)、福祉保健総合システム、健康情報システム、中間サーバー )</p>  |

| システム3       |   |
|-------------|---|
| ①システムの名称    | 国民健康保険事務処理標準システム(給付システム)  |
| ②システムの機能    | <p>1. レセプト管理<br/>:レセプトデータの登録・照会・修正・削除を行う。資格チェック、金額再計算、住民が持参した領収証の金額でレセプトデータの訂正を行う。</p> <p>2. 申請受付<br/>:高額療養費・療養費・出産・葬祭などの各種申請を受け付ける。高額療養費の貸付や医療機関への受領委任の申請を行う。</p> <p>3. 照会<br/>:高額療養費など各種申請情報や支払状況を照会する。</p> <p>4. 支払<br/>:口座振替データ(全銀形式)フォーマットでデータを出力する。支払消込、支払日の一括変更を行う。</p> <p>5. 過誤・求償<br/>:過誤調整を依頼するレセプトの管理や、過誤調整依頼書の出力を行う。また、第三者行為、不当利得の情報を管理する。</p> <p>6. 高額介護合算<br/>:申請受付や、取り込んだ自己負担額情報の照会・補正を行う。</p> <p>7. 国民健康保険連合会データの取り込み<br/>:国民健康保険連合会からのレセプトデータを取り込み、国民健康保険資格情報と照合してチェックを行う。</p> <p>8. 高額療養費の一括計算<br/>:高額療養費を請求年月単位で一括計算する。支給対象者については、支給申請案内を出力する。</p> <p>9. 各種帳票の発行<br/>:医療費通知、支給決定通知書、各種申請書や、未申請者一覧などを出力する。</p> <p>10. 都道府県への報告資料の作成<br/>:事業月報C表やF表の出力、退職G表の集計用データを作成する。</p> <p>11. 宛名機能<br/>:住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>12. 庁内連携機能<br/>:自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 国民健康保険事務処理標準システム(資格管理システム)、福祉保健総合システム、中間サーバー )</p>  |

| システム4       |  |
|-------------|--|
| ①システムの名称    | 国民健康保険事務処理標準システム(保険料(税)収納システム)   |
| ②システムの機能    | <p>1. 収納状況照会<br/>:宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細などを出力する。</p> <p>2. 消込<br/>:消込データの入力・取り込み(OCR・MPN・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。</p> <p>3. 還付充当<br/>:過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書(誓約書)・還付充当決議書・支出命令書などを発行する。</p> <p>4. 口座振替<br/>:口座振替・再振替データの作成や銀行振込依頼書などを作成する。設定により、銀行・委託者・科目・課ごとの単位で、口座振替データを作成する。</p> <p>5. 督促状・催告書の発行<br/>:督促状、納付書付き督促状、催告書および催告書兼領収書を発行する。</p> <p>6. 各種統計資料などの作成<br/>:月報、収入状況一覧表、国保介護一般退職按分表などの集計表・一覧表を作成する。</p> <p>7. 年度末処理<br/>:繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。</p> <p>8. 財務連動<br/>:財務会計システム向けに、収納・充当・還付データを作成する。</p> <p>9. 財産管理<br/>:実態調査や財産調査などの照会書を発行して、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。</p> <p>10. 滞納処分<br/>:差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録・修正・取消・削除して滞納処分調書を発行する。</p> <p>11. 公売管理<br/>:不動産、動産などの公売予定や、売却情報などの公売情報を登録・修正・削除して公売帳票を発行する。</p> <p>12. 分納計画<br/>:分割納付情報を登録・修正・削除して分納計画書や分納用納付書を発行する。</p> <p>13. 執行停止・不納欠損<br/>:執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。</p> <p>14. 宛名機能<br/>:住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>15. 庁内連携機能<br/>:自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 国民健康保険事務処理標準システム(保険料(税)賦課システム・資格管理)システム・給付システム)、中間サーバー</p>   |

| システム5       |   |
|-------------|---|
| ①システムの名称    | 番号連携システム  |
| ②システムの機能    | <p>①宛名管理機能<br/>・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。</p> <p>②統合宛名番号の付番機能<br/>・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>③符号要求機能<br/>・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。<br/>・中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。</p> <p>④情報提供機能<br/>・各業務で管理している別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。</p> <p>⑤情報照会機能<br/>・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他      ( 中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、<br/>福祉保健総合システム、子ども・子育て支援システム )</p>   |
| システム6～10    |   |



| システム6       |   |
|-------------|---|
| ①システムの名称    | 中間サーバー  |
| ②システムの機能    | <p>①符号管理機能<br/>・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会管理機能<br/>・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能<br/>・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能<br/>・中間サーバーと既存業務システム、番号連携システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能<br/>・特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能<br/>・特定個人情報(連携対象)を副本として保管・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能<br/>・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能<br/>・特定個人情報(連携対象)の暗号化及び複号や電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能<br/>・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能<br/>・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れの情報を削除する。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 国民健康保険事務処理標準システム )</p>   |

| システム7       |  |
|-------------|--|
| ①システムの名称    | 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS部分について記載)  |
| ②システムの機能    | <p>①本人確認<br/>・窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する</p> <p>②本人確認情報検索<br/>・統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する</p>  |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>  |
| システム8       |  |
| ①システムの名称    | 既存住民基本台帳システム   |
| ②システムの機能    | <p>①住民記録管理機能<br/>・住民基本台帳法に規定する住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯等の基本項目の管理を行い、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を更新するため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等の提供を行う。また、転入届に基づき住民票の記載をした際は、転出元市町村に対して記録事項を通知(転入通知)し、住民の異動で本籍地が本市以外の場合は、本籍地に修正をすべき事項を通知(附票通知)する。</p> <p>②住民票の写し等の交付機能<br/>・住民からの交付申請に応じて住民票の写し等の発行を行う。</p> <p>③住民基本台帳の統計機能<br/>・異動種別や人口動態の集計表を作成する。</p> <p>④法務省への通知事項の作成機能<br/>・外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う。</p> <p>⑤連携機能<br/>・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの住民票記載項目及び庁内事務で使用する住民情報の連携を行う。</p> <p>&lt;&lt;本事務における使用機能及びその使用目的&gt;&gt;<br/>・被保険者及びその世帯員の住民票異動情報を基に遅滞なく把握し、擬制世帯主を含む被保険者の資格情報等を最新化するために住民記録管理機能を使用する。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム )</p>  |

| システム9                    |  |                    |              |                      |                  |               |              |                          |  |
|--------------------------|--|--------------------|--------------|----------------------|------------------|---------------|--------------|--------------------------|--|
| ①システムの名称                 | 税務システム   |                    |              |                      |                  |               |              |                          |  |
| ②システムの機能                 | <p>①課税情報管理機能<br/>・各税目ごとに課税情報の管理を行う。</p> <p>②賦課機能<br/>・賦課内容を管理し、更正若しくは決定を行い、本人あて通知する。</p> <p>③収納滞納管理機能<br/>・収納・滞納状況を管理し、督促状等の発送及び還付・充当処理を行う。</p> <p>④宛名管理機能<br/>・納税者の宛名等を管理する。</p> <p>&lt;&lt;本業務における使用機能及びその使用目的&gt;&gt;<br/>・被保険者及びその世帯員の所得情報を遅滞無く把握し、被保険者の自己負担割合等の情報を最新化するために課税情報管理機能を使用する。</p>  |                    |              |                      |                  |               |              |                          |  |
| ③他のシステムとの接続              | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ○ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ○ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[ ○ ] その他 ( 市税滞納管理システム )</td> </tr> </table> | [ ] 情報提供ネットワークシステム | [ ] 庁内連携システム | [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム | [ ] 既存住民基本台帳システム | [ ○ ] 宛名システム等 | [ ○ ] 税務システム | [ ○ ] その他 ( 市税滞納管理システム ) |  |
| [ ] 情報提供ネットワークシステム       | [ ] 庁内連携システム   |                    |              |                      |                  |               |              |                          |  |
| [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム     | [ ] 既存住民基本台帳システム   |                    |              |                      |                  |               |              |                          |  |
| [ ○ ] 宛名システム等            | [ ○ ] 税務システム   |                    |              |                      |                  |               |              |                          |  |
| [ ○ ] その他 ( 市税滞納管理システム ) |  |                    |              |                      |                  |               |              |                          |  |

| システム10      |   |
|-------------|---|
| ①システムの名称    | 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)<br>*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。   |
| ②システムの機能    | <p>1. 資格継続業務</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信<br/>国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)<br/>都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。<br/>また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務</p> <p>(1)継続候補世帯の抽出<br/>国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)継続世帯の確定<br/>転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. 電子レセプト業務</p> <p>(1)電子レセプト照会・検索機能<br/>(2)電子レセプト資格点検機能<br/>(3)電子レセプト内容点検機能</p> <p>4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信<br/>市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信<br/>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>*ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>   |
| システム11~15   |   |

システム11

①システムの名称

国保実績報告書作成システム

②システムの機能

- ①事業実績報告書作成支援機能
- ②調整交付金交付申請書作成支援機能

③他のシステムとの接続

- |   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム   | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム     |
| <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム |
| <input type="checkbox"/> 宛名システム等          | <input type="checkbox"/> 税務システム       |
| <input type="checkbox"/> その他 ( )          |                                       |

**システム12**

①システムの名称

医療保険者等向け中間サーバー等

②システムの機能

「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。  
医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。

なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。

- (1)資格履歴管理事務に係る機能  
( i )資格履歴管理(評価対象)  
・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。  
・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。  
( ii )オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)  
・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。  
※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。
- (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能  
( i )機関別符号取得(※2)(評価対象外)  
・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。  
・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。  
( ii )情報照会 及び ( iii )情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)  
・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。  
( iv )情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外)  
・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。  
※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。

③他のシステムとの接続

- [ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム  
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム  
[ ] 宛名システム等                      [ ] 税務システム  
[ ] その他 (                      )

| システム13      |   |
|-------------|---|
| ①システムの名称    | 福祉保健総合システム  |
| ②システムの機能    | <p>以下の機能は、福祉保健総合システムが有する機能のうち、国民健康保険に関する事務で使用する機能のみ記載している。</p> <p>1 自立支援医療(更生医療)認定履歴管理機能<br/>自立支援医療(更生医療)認定者の認定履歴、世帯情報、喪失理由等を登録し管理する機能</p> <p>&lt;&lt;本業務における使用目的&gt;&gt;<br/>・国民健康保険の給付業務において、当該者の自立支援医療(更生医療)の最新認定状況を調査するために自立支援医療(更生医療)認定履歴管理機能を使用する。</p>  |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 介護保険システム、申請管理システム )</p> |
| システム14      |   |
| ①システムの名称    | サービス検索・電子申請機能   |
| ②システムの機能    | <p>【住民向け機能】<br/>自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>【地方公共団体向け機能】<br/>住民が電子申請を行った際の申請データと取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</p>  |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 申請管理システム )</p>  |

**システム15**

|             |  |
|-------------|--|
| ①システムの名称    | 預貯金等照会システム   |
| ②システムの機能    | 預貯金等(対象者情報・口座情報等)照会機能  |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム<br><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |

**システム16～20**

**3. 特定個人情報ファイル名**

国民健康保険賦課ファイル・国民健康保険資格ファイル・国民健康保険給付ファイル・国民健康保険収滞納ファイル

**4. 個人番号の利用 ※**

|        |   |
|--------|---|
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条 別表第1の44の項</li> <li>＜オンライン資格確認の準備業務＞</li> <li>・番号法第9条 別表の44の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul> |
|--------|---|

**5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※**

|         |   |
|---------|---|
| ①実施の有無  | <input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定<br><small>＜選択肢＞</small><br><small>1) 実施する</small><br><small>2) 実施しない</small><br><small>3) 未定</small>   |
| ②法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</li> <li>第3欄(情報提供者)に「医療保険者」等が含まれる項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項)</li> <li>(主務省令第2条の表における情報照会の根拠)</li> <li>第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法」又は「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が含まれる項(69、70、71、160の項)</li> <li>＜オンライン資格確認の準備業務＞</li> <li>・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul> |



|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 6. 評価実施機関における担当部署 |           |
| ①部署               | 市民局保険年金課  |
| ②所属長の役職名          | 市民局保険年金課長 |
| 7. 他の評価実施機関       |           |
|                   |           |

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |   |
|----------------|---|
| 国民健康保険賦課ファイル   |   |
| 2. 基本情報        |   |
| ①ファイルの種類 ※     | [ システム用ファイル ] <選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)  |
| ②対象となる本人の数     | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ③対象となる本人の範囲 ※  | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| その必要性          | 国民健康保険料の賦課業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。  |
| ④記録される項目       | [ 100項目以上 ] <選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上   |
| 主な記録項目 ※       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> |
| その妥当性          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報(内部番号): 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報、連絡先等情報(電話番号等)、その他住民票関係情報: 対象者の賦課時点の居住地、世帯情報を把握するために保有</li> <li>・地方税関係情報: 国民健康保険料額を算出してこれを基に対象者に対し通知を発行するために保有<br/>: 国庫補助等を算定するために保有</li> <li>・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報: 国民健康保険料額を算出するために保有</li> </ul>   |
| 全ての記録項目        | 別添1を参照。   |
| ⑤保有開始日         | 令和3年10月1日   |
| ⑥事務担当部署        | 市民局保険年金課  |

| 3. 特定個人情報の入手・使用      |  |  |
|----------------------|--|--|
| ①入手元 ※               | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課、介護保険課 )<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( )<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市区町村 )<br><input type="checkbox"/> 民間事業者 ( )<br><input type="checkbox"/> その他 ( 日本年金機構 )   |  |
| ②入手方法                | <input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 [ ] 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他 ( 既存住民基本台帳システム、税務システム、介護保険システム、サービス 検索・電子申請機能 )  |  |
| ③使用目的 ※              | 国民健康保険料の適正な賦課業務、納付書の作成に関する事務の実施のため   |  |
| ④使用の主体               | 使用部署   | 市民局保険年金課   |
|                      | 使用者数   | <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul> |
| ⑤使用方法                |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険料額(医療分、支援分、介護分の合算)の計算、賦課に使用する</li> <li>・納付書の作成に使用する</li> </ul>   |
|                      | 情報の突合  | ・国民健康保険料額を計算するため、被保険者情報と地方税関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合する  |
| ⑥使用開始日               | 令和5年3月13日  |  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 |  |  |
| 委託の有無 ※              | <input type="checkbox"/> 委託する ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 委託する</li> <li>2) 委託しない</li> <li>4) 件</li> </ul>   |  |
| 委託事項1                | 市町村事務処理標準システム石川県クラウド保守業務   |  |
| ①委託内容                | <p>石川県クラウドデータセンターに構築された石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システム(現行)を保守する(データセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む)。なお、国民健康保険事務処理標準システム(次期)においては、石川県クラウドデータセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。</p> <p>※本市においては、現在、新しい国民健康保険事務処理標準システムの導入を行っていることから、現在利用している国民健康保険事務処理標準システム固有の事項については「国民健康保険事務処理標準システム(現行)」、新しい国民健康保険事務処理標準システム固有の事項については「国民健康保険事務処理標準システム(次期)」と明記する。</p> |  |
| ②委託先における取扱者数         | <input type="checkbox"/> 10人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>   |  |
| ③委託先名                | 石川県国民健康保険団体連合会   |  |

|                |           |   |  |
|----------------|-----------|---|--|
| 再委託            | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託する ]   | <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                | ⑤再委託の許諾方法 | 委託先から再委託先の商号または名称、住所、業務実施体制、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力について記載した書面および再委託に関する履行体制図等の提出を受け、委託先と再委託先が契約書において秘密保持に関する特記仕様書を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、委託先と本市とで再委託先を明記した協定書を締結する。 |  |
|                | ⑥再委託事項    | 国民健康保険事務処理標準システム(現行)の保守(石川県クラウドデータセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む)  |  |
| <b>委託事項2～5</b> |           |   |  |
| <b>委託事項2</b>   |           | 国民健康保険事務処理標準システム外付けシステム等保守業務  |  |
| ①委託内容          |           | 国民健康保険事務処理標準システム(現行)の運用のために構築した外付けシステム(ACCESSファイル)及び本市用にカスタマイズした帳票の保守   |  |
| ②委託先における取扱者数   |           | [ 10人未満 ]   | <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ③委託先名          |           | 株式会社石川コンピュータ・センター   |  |
| 再委託            | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託する ]   | <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                | ⑤再委託の許諾方法 | 委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。                               |  |
|                | ⑥再委託事項    | 外付けシステム及びカスタマイズ帳票の保守  |  |
| <b>委託事項3</b>   |           | 国民健康保険事務処理標準システム連携等保守業務   |  |
| ①委託内容          |           | 国民健康保険事務処理標準システム(現行)と他システムとの連携にかかる他システム側の連携プログラムの保守及び通信機器等の保守   |  |
| ②委託先における取扱者数   |           | [ 10人未満 ]   | <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ③委託先名          |           | 富士通Japan株式会社  |  |
| 再委託            | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託する ]   | <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                | ⑤再委託の許諾方法 | 委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。                               |  |
|                | ⑥再委託事項    | 連携プログラムの品質管理、問題点管理、QA対応及び通信機器等の保守   |  |

|                                     |   |   |   |
|-------------------------------------|---|---|---|
| <b>委託事項4</b>                        |   | 国民健康保険事務処理標準システムオペレーション委託業務   |   |
| ①委託内容                               |   | 国民健康保険事務処理標準システム(現行)のハツチ処理のオペレーション及び出力データ・帳票の管理   |   |
| ②委託先における取扱者数                        |   | [ 10人以上50人未満 ]  | <選択肢><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上 |
| ③委託先名                               |   | 株式会社石川コンピュータ・センター   |   |
| 再委託                                 | ④再委託の有無 ※   | [ 再委託する ]   | <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|                                     | ⑤再委託の許諾方法   | 委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。 |   |
|                                     | ⑥再委託事項  | 国民健康保険事務処理標準システム(現行)のオペレーション  |   |
| <b>委託事項5</b>                        |   |   |   |
| ①委託内容                               |   |   |   |
| ②委託先における取扱者数                        |   | [ ]   | <選択肢><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上 |
| ③委託先名                               |   |   |   |
| 再委託                                 | ④再委託の有無 ※   | [ ]   | <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|                                     | ⑤再委託の許諾方法   |   |   |
|                                     | ⑥再委託事項  |   |   |
| <b>委託事項6～10</b>                     |   |   |   |
| <b>委託事項11～15</b>                    |   |   |   |
| <b>委託事項16～20</b>                    |   |   |   |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b> |   |   |   |
| 提供・移転の有無                            | <input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 17 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件<br><input type="checkbox"/> 行っていない |   |   |
| 提供先1                                | 全国健康保険協会  |   |   |
| ①法令上の根拠                             | 主務省令第2条の表 第2項   |   |   |
| ②提供先における用途                          | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |   |   |
| ③提供する情報                             | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの                      |   |   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数                   | [ 10万人以上100万人未満 ]   | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲                  | 本市で国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |   |   |

|                    |  |  |
|--------------------|--|--|
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム | [ <input type="checkbox"/> ] 専用線   |
|                    | [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール                     | [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
|                    | [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ                  | [ <input type="checkbox"/> ] 紙   |
|                    | [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )                   |  |
| ⑦時期・頻度             |  |  |
| <b>提供先2～5</b>      |  |  |
| 提供先2               | 健康保険組合   |  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第3項  |  |
| ②提供先における用途         | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                    |  |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの                               |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]                                      | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む                           |  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム | [ <input type="checkbox"/> ] 専用線   |
|                    | [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール                     | [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
|                    | [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ                  | [ <input type="checkbox"/> ] 紙   |
|                    | [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )                   |  |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度                     |  |
| 提供先3               | 全国健康保険協会   |  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第6項  |  |
| ②提供先における用途         | 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                    |  |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの                               |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]  | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む                           |  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム | [ <input type="checkbox"/> ] 専用線   |
|                    | [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール                     | [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
|                    | [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ                  | [ <input type="checkbox"/> ] 紙   |
|                    | [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )                   |  |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度                     |  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先4</b>        | 都道府県知事  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第13項  |
| ②提供先における用途         | 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                         |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先5</b>        | 都道府県知事等   |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第42項  |
| ②提供先における用途         | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                         |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先6～10</b>     |   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先6</b>        | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第48項  |
| ②提供先における用途         | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先7</b>        | 日本私立学校振興・共済事業団  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第56項  |
| ②提供先における用途         | 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |



|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先8</b>        | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第65項  |
| ②提供先における用途         | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先9</b>        | 市町村長又は国民健康保険組合  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第69項  |
| ②提供先における用途         | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先10</b>       | 地方公務員共済組合   |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第83項  |
| ②提供先における用途         | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先11～15</b>    |   |
| <b>提供先11</b>       | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第87項  |
| ②提供先における用途         | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先12</b>       | 後期高齢者医療広域連合   |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第115項   |
| ②提供先における用途         | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )                                     |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先13</b>       | 都道府県知事等   |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第125項   |
| ②提供先における用途         | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先14</b>       | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第131項   |
| ②提供先における用途         | 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先15</b>       | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第158項   |
| ②提供先における用途         | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先16～20</b>    |   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 提供先16              | 都道府県知事等   |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第161項   |
| ②提供先における用途         | 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| 提供先17              | 都道府県知事  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第173項   |
| ②提供先における用途         | 「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先18</b>       |   |
| ①法令上の根拠            |   |
| ②提供先における用途         |   |
| ③提供する情報            |   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ ] ]<br>＜選択肢＞<br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 |   |
| ⑥提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )   |
| ⑦時期・頻度             |   |
| <b>提供先19</b>       |   |
| ①法令上の根拠            |   |
| ②提供先における用途         |   |
| ③提供する情報            |   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ ] ]<br>＜選択肢＞<br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 |   |
| ⑥提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )   |
| ⑦時期・頻度             |   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 提供先20              |   |
| ①法令上の根拠            |   |
| ②提供先における用途         |   |
| ③提供する情報            |   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 |   |
| ⑥提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             |   |
| 移転先1               |   |
| ①法令上の根拠            |   |
| ②移転先における用途         |   |
| ③移転する情報            |   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 |   |
| ⑥移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )       |
| ⑦時期・頻度             |   |
| 移転先2～5             |   |
| 移転先6～10            |   |
| 移転先11～15           |   |
| 移転先16～20           |   |

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜本市における措置＞

- ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のは記録媒体に書き出して保存している。
- ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。

＜石川県クラウドデータセンターにおける措置＞

- ①入館及びサーバー室への入室をカード認証及び生体認証により厳重に管理する。また、サーバー室内の施錠管理されたサーバラックに設置したサーバーに保管する。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜サービス検索・電子申請機能における措置＞

- ①システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

- ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。

## 7. 備考



## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |   |
|----------------|---|
| 国民健康保険資格ファイル   |   |
| 2. 基本情報        |   |
| ①ファイルの種類 ※     | [ システム用ファイル ]<br><選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)   |
| ②対象となる本人の数     | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ③対象となる本人の範囲 ※  | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| その必要性          | 国民健康保険の各種申請・届出業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。  |
| ④記録される項目       | [ 100項目以上 ]<br><選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上  |
| 主な記録項目 ※       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> |
| その妥当性          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報(内部番号): 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報、連絡先等情報(電話番号等)、その他住民票関係情報: 対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有</li> <li>・医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報: 国民健康保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有</li> <li>・雇用・労働関係情報: 非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うために保有</li> </ul>   |
| 全ての記録項目        | 別添1を参照。   |
| ⑤保有開始日         | 令和3年10月1日   |
| ⑥事務担当部署        | 市民局保険年金課  |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 |   |   |
|-----------------|---|---|
| ①入手元 ※          | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、市民税課、生活支援課 ）<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 （ 医療保険者、厚生労働省 ）<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市区町村、後期高齢者医療広域連合 ）<br><input type="checkbox"/> 民間事業者 （ ）<br><input type="checkbox"/> その他 （ 日本年金機構、石川県国民健康保険団体連合会 ）   |   |
| ②入手方法           | <input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [ ] 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他 （ 既存住民基本台帳システム、税務システム、サービス検索・電子申請機能 ）  |   |
| ③使用目的 ※         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受け付け、窓口負担割合・限度額の判定を行うため</li> <li>・保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行うため</li> <li>・基準収入額適用申請等の受け付け、窓口負担割合・限度額の再判定を行うため</li> <li>・一部負担金減額申請書等の受け付け、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行うため</li> <li>・限度額額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受け付け、限度額、標準負担額減額、長期該当認定または却下を行うため</li> <li>・特定疾病療養受療証交付申請書の受け付け、自己負担限度額判定を行うため</li> <li>・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため</li> </ul>    |   |
| ④使用の主体          | 使用部署  | 市民局保険年金課、市民課、森本市民センター、金石市民センター、犀川市民センター、安原市民センター、額市民センター、押野市民センター、浅川市民センター、泉野市民センター、元町市民センター、新神田市民センター、駅西市民センター、湊市民センター、本町市民センター、近江町市民センター、福祉健康局健康政策課   |
|                 | 使用者数  | <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>   |
| ⑤使用方法           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受け付け、窓口負担割合・限度額の判定に使用する</li> <li>・保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行に使用する</li> <li>・基準収入額適用申請等の受け付け、窓口負担割合・限度額の再判定に使用する</li> <li>・一部負担金減額申請書等の受け付け、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定に使用する</li> <li>・限度額額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受け付け、限度額、標準負担額減額、長期該当認定または却下の判定に使用する</li> <li>・特定疾病療養受療証交付申請書の受け付け、自己負担限度額判定に使用する</li> <li>・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)に使用する</li> </ul> |   |
|                 | 情報の突合   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)、高齢受給者証の交付、基準収入額適用申請の確認、入院時食事療養費標準負担額減額の認定、入院時生活療養標準負担額減額の認定、限度額適用認定証の申請の認定、限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の認定、特定疾患対象療養の申請の認定、特定疾病の保険者の認定を行うために、国民健康保険に加入している者の世帯の所得および住民税の課税状況を突合する</li> <li>・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため、雇用・労働関係情報を突合する</li> </ul> |
| ⑥使用開始日          | 令和5年3月13日   |   |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                          |  |   |
|---|--|---|
| 委託の有無 ※                                       | [ 委託する ] <選択肢><br>1) 委託する 2) 委託しない<br>( 8 ) 件  |   |
| <b>委託事項1</b>                                  |  |   |
| 石川県クラウドデータセンターに構築された石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システム |  |   |
| ①委託内容   | 石川県クラウドデータセンターに構築された石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システム(現行)を保守する(データセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む)。なお、国民健康保険事務処理標準システム(次期)においては、石川県クラウドデータセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 |   |
| ②委託先における取扱者数                                  | [ 10人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上   |   |
| ③委託先名<br>石川県国民健康保険団体連合会                       |  |   |
| 再委託   | ④再委託の有無 ※  | [ 再委託する ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|   | ⑤再委託の許諾方法  | 委託先から再委託先の商号または名称、住所、業務実施体制、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力について記載した書面および再委託に関する履行体制図等の提出を受け、委託先と再委託先が契約書において秘密保持に関する特記仕様書を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、委託先と本市とで再委託先を明記した協定書を締結する。 |
|   | ⑥再委託事項   | 国民健康保険事務処理標準システム(現行)の保守(石川県クラウドデータセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む)  |
| <b>委託事項2～5</b>                                |  |   |
| <b>委託事項2</b>                                  |  |   |
| 国民健康保険事務処理標準システム外付けシステム等保守業務                  |  |   |
| ①委託内容   | 国民健康保険事務処理標準システム(現行)の運用のために構築した外付けシステム(ACCESSファイル)及び本市用にカスタマイズした帳票の保守  |   |
| ②委託先における取扱者数                                  | [ 10人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上   |   |
| ③委託先名<br>株式会社石川コンピュータ・センター                    |  |   |
| 再委託   | ④再委託の有無 ※  | [ 再委託する ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|   | ⑤再委託の許諾方法  | 委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。                               |
|   | ⑥再委託事項   | 外付けシステム及びカスタマイズ帳票の保守  |

|              |           |   |
|--------------|-----------|---|
| <b>委託事項3</b> |           | 国民健康保険事務処理標準システム連携等保守業務   |
| ①委託内容        |           | 国民健康保険事務処理標準システム(現行)と他システムとの連携にかかる他システム側の連携プログラムの保守及び通信機器等の保守   |
| ②委託先における取扱者数 |           | [ 10人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  |
| ③委託先名        |           | 富士通Japan株式会社  |
| 再委託          | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託する ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|              | ⑤再委託の許諾方法 | 委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。   |
|              | ⑥再委託事項    | 連携プログラムの品質管理、問題点管理、QA対応及び通信機器等の保守   |
| <b>委託事項4</b> |           | 資格継続業務に関する市町村保険者事務共同処理業務  |
| ①委託内容        |           | ・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。<br>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。<br>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。 |
| ②委託先における取扱者数 |           | [ 10人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  |
| ③委託先名        |           | 石川県国民健康保険団体連合会  |
| 再委託          | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託する ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|              | ⑤再委託の許諾方法 | 委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。   |
|              | ⑥再委託事項    | 資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。   |

|                 |           |  |
|-----------------|-----------|--|
| <b>委託事項5</b>    |           | 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務  |
| ①委託内容           |           | オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。  |
| ②委託先における取扱者数    |           | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[           10人未満           ]</p> <p>1) 10人未満                      2) 10人以上50人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満       4) 100人以上500人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満   6) 1,000人以上</p>   |
| ③委託先名           |           | 石川県国民健康保険団体連合会<br>(石川県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)  |
| 再委託             | ④再委託の有無 ※ | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[           再委託する           ]</p> <p>1) 再委託する   2) 再委託しない</p>   |
|                 | ⑤再委託の許諾方法 | <p>委託先の石川県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、石川県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> |
|                 | ⑥再委託事項    | 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務<br>(公益社団法人 国民健康保険中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)  |
| <b>委託事項6～10</b> |           |  |

|                   |  |   |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
|-------------------|--|---|-------|--|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|-------------|
| <b>委託事項6</b>      |  | 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務   |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| ①委託内容             |  | オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。   |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| ②委託先における取扱者数      |  | <input type="checkbox"/> 10人未満 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | <選択肢> |  | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 |
| <選択肢>             |  |   |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| 1) 10人未満          | 2) 10人以上50人未満  |   |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| 3) 50人以上100人未満    | 4) 100人以上500人未満  |   |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上  |   |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| ③委託先名             |  | 支払基金  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| 再委託               | ④再委託の有無 ※  | <input type="checkbox"/> 再委託する <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>  | <選択肢> |  | 1) 再委託する | 2) 再委託しない     |                |                 |                   |             |
|                   | <選択肢>  |   |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
|                   | 1) 再委託する   | 2) 再委託しない   |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| ⑤再委託の許諾方法         | <p>委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> |   |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| ⑥再委託事項            | 医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務  |   |       |  |          |               |                |                 |                   |             |

|              |           |   |
|--------------|-----------|---|
| <b>委託事項7</b> |           | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務   |
| ①委託内容        |           | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)   |
| ②委託先における取扱者数 |           | 〔 10人未満 〕<br><b>&lt;選択肢&gt;</b><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上   |
| ③委託先名        |           | 石川県国民健康保険団体連合会<br>(石川県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)   |
| 再委託          | ④再委託の有無 ※ | 〔 再委託する 〕<br><b>&lt;選択肢&gt;</b><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|              | ⑤再委託の許諾方法 | <p>委託先の石川県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、石川県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li><li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li><li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li><li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li></ul> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> |
|              | ⑥再委託事項    | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て  |

|              |           |   |
|--------------|-----------|---|
| <b>委託事項8</b> |           | 国民健康保険事務処理標準システムオペレーション委託業務   |
| ①委託内容        |           | 国民健康保険事務処理標準システム(現行)のバッチ処理のオペレーション及び出力データ・帳票の管理   |
| ②委託先における取扱者数 |           | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 10人以上50人未満 ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 10人未満<br/>           2) 10人以上50人未満<br/>           3) 50人以上100人未満<br/>           4) 100人以上500人未満<br/>           5) 500人以上1,000人未満<br/>           6) 1,000人以上         </div> </div> |
| ③委託先名        |           | 株式会社石川コンピュータ・センター   |
| 再委託          | ④再委託の有無 ※ | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 再委託する ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 再委託する 2) 再委託しない         </div> </div>  |
|              | ⑤再委託の許諾方法 | 委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。   |
|              | ⑥再委託事項    | 国民健康保険事務処理標準システム(現行)のオペレーション  |
| <b>委託事項9</b> |           |   |
| ①委託内容        |           |   |
| ②委託先における取扱者数 |           | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 10人未満<br/>           2) 10人以上50人未満<br/>           3) 50人以上100人未満<br/>           4) 100人以上500人未満<br/>           5) 500人以上1,000人未満<br/>           6) 1,000人以上         </div> </div>            |
| ③委託先名        |           |   |
| 再委託          | ④再委託の有無 ※ | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 再委託する 2) 再委託しない         </div> </div>  |
|              | ⑤再委託の許諾方法 |   |
|              | ⑥再委託事項    |   |



|  |   |
|--|---|
| 委託事項10   |   |
| ①委託内容  |   |
| ②委託先における取扱者数 [ ]   |   |
| <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 10人未満                        2) 10人以上50人未満<br/>3) 50人以上100人未満        4) 100人以上500人未満<br/>5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上</div> |   |
| ③委託先名  |   |
| 再委託  | ④再委託の有無 ※ [ ]   |
|  | ⑤再委託の許諾方法   |
|  | ⑥再委託事項  |
| 再委託  |   |
| 再委託  |   |
| 再委託  |   |
| 委託事項11～15  |   |
| 委託事項16～20  |   |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)   |   |
| 提供・移転の有無   | [ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 27 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 4 ) 件<br>[ ] 行っていない  |
| 提供先1   | 全国健康保険協会  |
| ①法令上の根拠  | 主務省令第2条の表 第2項   |
| ②提供先における用途   | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報  | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]   |
|  | <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</div> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲   | 本市で国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法  | [ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )                     |
| ⑦時期・頻度   | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| 提供先2～5   |   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先2</b>        | 健康保険組合  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第3項   |
| ②提供先における用途         | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先3</b>        | 全国健康保険協会  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第6項   |
| ②提供先における用途         | 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先4</b>        | 都道府県知事  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第13項  |
| ②提供先における用途         | 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先5</b>        | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第16項  |
| ②提供先における用途         | 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先6～10</b>     |   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先6</b>        | 都道府県知事  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第19項  |
| ②提供先における用途         | 児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先7</b>        | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第27項  |
| ②提供先における用途         | 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先8</b>        | 都道府県知事  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第38項  |
| ②提供先における用途         | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先9</b>        | 都道府県知事等   |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第42項  |
| ②提供先における用途         | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先10</b>       | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第48項  |
| ②提供先における用途         | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先11～15</b>    |   |
| <b>提供先11</b>       | 日本私立学校振興・共済事業団  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第56項  |
| ②提供先における用途         | 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |



|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先14</b>       | 地方公務員共済組合   |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第83項  |
| ②提供先における用途         | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先15</b>       | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第87項  |
| ②提供先における用途         | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先16～20</b>    |   |



|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先16</b>       | 後期高齢者医療広域連合   |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第115項   |
| ②提供先における用途         | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先17</b>       | 都道府県知事等   |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第125項   |
| ②提供先における用途         | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |

|                    |   |   |
|--------------------|---|---|
| <b>提供先18</b>       | 市町村長  |   |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第131項   |   |
| ②提供先における用途         | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |   |
| ③提供する情報            | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの   |   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]   | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上              |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |   |
| ⑥提供方法              | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> 電子メール<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) | <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |   |
| <b>提供先19</b>       | 都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長  |   |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第137項   |   |
| ②提供先における用途         | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]   | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上              |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |   |
| ⑥提供方法              | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> 電子メール<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) | <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |   |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>提供先20</b>       | 独立行政法人日本学生支援機構   |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第141項  |
| ②提供先における用途         | 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む   |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )  |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度   |
| <b>移転先1</b>        | 市民課  |
| ①法令上の根拠            | 住民基本台法第7条の10   |
| ②移転先における用途         | 住民票に国民健康保険の資格得喪年月日を印字するため  |
| ③移転する情報            | 国民健康保険の記号番号、資格取得年月日、資格喪失年月日等の資格情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む   |
| ⑥移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内LAN )  |
| ⑦時期・頻度             | 随時   |
| <b>移転先2～5</b>      |  |

|                    |  |   |
|--------------------|--|---|
| <b>移転先2</b>        | 市民税課   |   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条2項   |   |
| ②移転先における用途         | 社会保険料控除の適用のため  |   |
| ③移転する情報            | 前年中の国民健康保険料納付済額  |   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]  | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上              |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 前年中に本市の国民健康保険料を納付した者   |   |
| ⑥移転方法              | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 電子メール<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input checked="" type="checkbox"/> その他 (共有フォルダ) | <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度             | 毎年1月上旬   |   |
| <b>移転先3</b>        | 福祉政策課  |   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条2項   |   |
| ②移転先における用途         | 養護老人ホーム措置者の利用負担額算定のため  |   |
| ③移転する情報            | 前年中の国民健康保険料納付済額  |   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人未満 ]  | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上              |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 養護老人ホーム措置者のうち前年中に本市の国民健康保険料を納付した者  |   |
| ⑥移転方法              | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 電子メール<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input checked="" type="checkbox"/> その他 (共有フォルダ) | <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度             | 毎年6月上旬   |   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>移転先4</b>        | 障害福祉課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条2項  |
| ②移転先における用途         | 障害者支援施設入所者等の利用者負担上限月額及び特定障害者特別給付費を算定するため  |
| ③移転する情報            | 前年中の国民健康保険料納付済額   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 障害者支援施設入所者等のうち前年中に本市の国民健康保険料を納付した者  |
| ⑥移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ○ ] その他 ( 共有フォルダ )    |
| ⑦時期・頻度             | 毎年6月上旬  |
| <b>移転先5</b>        |   |
| ①法令上の根拠            |   |
| ②移転先における用途         |   |
| ③移転する情報            |   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上       |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 |   |
| ⑥移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )             |
| ⑦時期・頻度             |   |
| <b>移転先6～10</b>     |   |
| <b>移転先11～15</b>    |   |
| <b>移転先16～20</b>    |   |

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜本市における措置＞

- ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは記録媒体に書き出して保存している。
- ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。

＜石川県クラウドデータセンターにおける措置＞

- ①入館及びサーバー室への入室をカード認証及び生体認証により厳重に管理する。また、サーバー室内の施錠管理されたサーバラックに設置したサーバーに保管する。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜サービス検索・電子申請機能における措置＞

- ①システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

- ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。

## 7. 備考

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |   |
|----------------|---|
| 国民健康保険給付ファイル   |   |
| 2. 基本情報        |   |
| ①ファイルの種類 ※     | [ システム用ファイル ] <選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)  |
| ②対象となる本人の数     | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ③対象となる本人の範囲 ※  | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| その必要性          | 国民健康保険の給付業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。   |
| ④記録される項目       | [ 100項目以上 ] <選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上   |
| 主な記録項目 ※       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> |
| その妥当性          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報(内部番号): 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報、連絡先等情報(電話番号等)、その他住民票関係情報: 対象者の給付時点の居住地、世帯情報を把握するために保有</li> <li>・地方税関係情報: 入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額を支給するために保有</li> <li>・医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報: 特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の給付、葬祭費の給付又は原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認等のために保有</li> </ul>   |
| 全ての記録項目        | 別添1を参照。   |
| ⑤保有開始日         | 令和3年10月1日   |
| ⑥事務担当部署        | 市民局保険年金課  |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 |  |  |
|-----------------|--|--|
| ①入手元 ※          | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（市民課、市民税課、介護保険課、健康政策課）<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（医療保険者、内閣府）<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他市区町村、後期高齢者医療広域連合）<br><input type="checkbox"/> 民間事業者（）<br><input type="checkbox"/> その他（石川県国民健康保険団体連合会）                               |  |
| ②入手方法           | <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他（既存住民基本台帳システム、税務システム、サービス検索・電子申請機能）              |  |
| ③使用目的 ※         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額を支給するため</li> <li>・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費を支給するため</li> <li>・高額療養費、高額介護合算療養費を支給するため</li> <li>・出産育児一時金の給付または葬祭費・葬祭を支給するため</li> <li>・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認を支給するため</li> </ul>  |  |
| ④使用の主体          | 使用部署   | 市民局保険年金課、福祉健康局健康政策課  |
|                 | 使用者数   | <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ⑤使用方法           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給に使用する</li> <li>・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給に使用する</li> <li>・高額療養費、高額介護合算療養費の支給に使用する</li> <li>・出産育児一時金の給付または葬祭費・葬祭の給付に使用する</li> <li>・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認を支給するため</li> </ul>  |  |
| 情報の突合           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院時食事療養費標準負担額減額、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給、高額療養費、高額介護合算療養費の支給のため、被保険者情報と地方税関係情報を突合する。</li> <li>・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の給付、葬祭費の給付または原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認等のため、被保険者情報と医療保険関係情報、障害者福祉関係情報を突合する。</li> <li>・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給のため、介護・高齢者福祉関係情報を突合する。</li> </ul> |  |
| ⑥使用開始日          | 令和5年3月13日  |  |



| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 |  |   |
|----------------------|--|---|
| 委託の有無 ※              | [ 委託する ] <選択肢><br>1) 委託する 2) 委託しない<br>( 6 ) 件  |   |
| 委託事項1                | 市町村事務処理標準システム石川県クラウド保守業務   |   |
| ①委託内容                | 石川県クラウドデータセンターに構築された石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システム(現行)を保守する(データセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む)。なお、国民健康保険事務処理標準システム(次期)においては、石川県クラウドデータセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 |   |
| ②委託先における取扱者数         | [ 10人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上   |   |
| ③委託先名                | 石川県国民健康保険団体連合会   |   |
| 再委託                  | ④再委託の有無 ※  | [ 再委託する ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|                      | ⑤再委託の許諾方法  | 委託先から再委託先の商号または名称、住所、業務実施体制、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力について記載した書面および再委託に関する履行体制図等の提出を受け、委託先と再委託先が契約書において秘密保持に関する特記仕様書を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、委託先と本市とで再委託先を明記した協定書を締結する。 |
|                      | ⑥再委託事項   | 国民健康保険事務処理標準システム(現行)の保守(石川県クラウドデータセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む)  |
| 委託事項2～5              |  |   |
| 委託事項2                | 国民健康保険事務処理標準システム外付けシステム等保守業務   |   |
| ①委託内容                | 国民健康保険事務処理標準システム(現行)の運用のために構築した外付けシステム(ACCESSファイル)及び本市用にカスタマイズした帳票の保守  |   |
| ②委託先における取扱者数         | [ 10人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上   |   |
| ③委託先名                | 株式会社石川コンピュータ・センター  |   |
| 再委託                  | ④再委託の有無 ※  | [ 再委託する ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|                      | ⑤再委託の許諾方法  | 委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。                               |
|                      | ⑥再委託事項   | 外付けシステム及びカスタマイズ帳票の保守  |

|              |           |   |
|--------------|-----------|---|
| <b>委託事項3</b> |           | 国民健康保険事務処理標準システム連携等保守業務   |
| ①委託内容        |           | 国民健康保険事務処理標準システム(現行)と他システムとの連携にかかる他システム側の連携プログラムの保守及び通信機器等の保守   |
| ②委託先における取扱者数 |           | [ 10人未満 ]<br><選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上   |
| ③委託先名        |           | 富士通Japan株式会社  |
| 再委託          | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託する ]<br><選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|              | ⑤再委託の許諾方法 | 委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。  |
|              | ⑥再委託事項    | 連携プログラムの品質管理、問題点管理、QA対応及び通信機器等の保守   |
| <b>委託事項4</b> |           | 高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市区町村保険者事務共同処理業務  |
| ①委託内容        |           | ・療養給付の審査・支払に付随する業務として、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。<br>・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。               |
| ②委託先における取扱者数 |           | [ 10人未満 ]<br><選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上   |
| ③委託先名        |           | 石川県国民健康保険団体連合会  |
| 再委託          | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託する ]<br><選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|              | ⑤再委託の許諾方法 | 委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。 |
|              | ⑥再委託事項    | 高額該当回数の引き継ぎ業務で使用使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。  |

|                 |           |  |
|-----------------|-----------|--|
| <b>委託事項5</b>    |           | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務  |
| ①委託内容           |           | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)  |
| ②委託先における取扱者数    |           | [ 10人未満 ]<br><選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  |
| ③委託先名           |           | 石川県国民健康保険団体連合会<br>(石川県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)  |
| 再委託             | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託する ]<br><選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|                 | ⑤再委託の許諾方法 | <p>委託先の石川県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、石川県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> |
|                 | ⑥再委託事項    | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て   |
| <b>委託事項6～10</b> |           |  |
| <b>委託事項6</b>    |           | 国民健康保険事務処理標準システムオペレーション委託業務  |
| ①委託内容           |           | 国民健康保険事務処理標準システム(現行)のハッチ処理のオペレーション及び出力データ・帳票の管理  |
| ②委託先における取扱者数    |           | [ 10人以上50人未満 ]<br><選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上   |
| ③委託先名           |           | 株式会社石川コンピュータ・センター  |
| 再委託             | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託する ]<br><選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|                 | ⑤再委託の許諾方法 | 委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。  |
|                 | ⑥再委託事項    | 国民健康保険事務処理標準システム(現行)のオペレーション   |



|                  |           |   |
|------------------|-----------|---|
| <b>委託事項10</b>    |           |   |
| ①委託内容            |           |   |
| ②委託先における取扱者数     | [ ]       | <選択肢><br>1) 10人未満                      2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満        4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上 |
| ③委託先名            |           |   |
| 再委託              | ④再委託の有無 ※ | [ ]                      <選択肢><br>1) 再委託する    2) 再委託しない   |
|                  | ⑤再委託の許諾方法 |   |
|                  | ⑥再委託事項    |   |
| <b>委託事項11～15</b> |           |   |
| <b>委託事項16～20</b> |           |   |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |   |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無                     | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 27 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件<br>[ <input type="checkbox"/> ] 行っていない  |
| 提供先1                         | 全国健康保険協会  |
| ①法令上の根拠                      | 主務省令第2条の表 第2項   |
| ②提供先における用途                   | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報                      | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法                        | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度                       | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| 提供先2～5                       |   |
| 提供先2                         | 健康保険組合  |
| ①法令上の根拠                      | 主務省令第2条の表 第3項   |
| ②提供先における用途                   | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報                      | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法                        | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度                       | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先3</b>        | 全国健康保険協会  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第6項   |
| ②提供先における用途         | 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先4</b>        | 都道府県知事  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第13項  |
| ②提供先における用途         | 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |

|                    |   |   |
|--------------------|---|---|
| <b>提供先5</b>        | 市町村長  |   |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表の第16項  |   |
| ②提供先における用途         | 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |   |
| ③提供する情報            | 児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの   |   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]   | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上              |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |   |
| ⑥提供方法              | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> 電子メール<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) | <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |   |
| <b>提供先6～10</b>     |   |   |
| <b>提供先6</b>        | 都道府県知事  |   |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第19項  |   |
| ②提供先における用途         | 児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |   |
| ③提供する情報            | 児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの   |   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]   | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上              |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |   |
| ⑥提供方法              | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> 電子メール<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) | <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |   |



|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>提供先7</b>        | 市町村長   |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第27項   |
| ②提供先における用途         | 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む   |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )  |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度   |
| <b>提供先8</b>        | 都道府県知事   |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第38項   |
| ②提供先における用途         | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む   |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )  |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先9</b>        | 都道府県知事等   |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第42項  |
| ②提供先における用途         | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先10</b>       | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第48項  |
| ②提供先における用途         | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                  |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先11~15</b>    |   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先11</b>       | 日本私立学校振興・共済事業団  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第56項  |
| ②提供先における用途         | 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先12</b>       | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第65項  |
| ②提供先における用途         | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先13</b>       | 市町村長又は国民健康保険組合  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第69項  |
| ②提供先における用途         | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先14</b>       | 地方公務員共済組合   |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第83項  |
| ②提供先における用途         | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先15</b>       | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第87項  |
| ②提供先における用途         | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先16～20</b>    |   |
| <b>提供先16</b>       | 後期高齢者医療広域連合   |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第115項   |
| ②提供先における用途         | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先17</b>       | 都道府県知事等   |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第125項   |
| ②提供先における用途         | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先18</b>       | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第131項   |
| ②提供先における用途         | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |
| <b>提供先19</b>       | 都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第137項   |
| ②提供先における用途         | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| <b>提供先20</b>       | 独立行政法人日本学生支援機構  |  |
| ①法令上の根拠            | 主務省令第2条の表 第141項   |  |
| ②提供先における用途         | 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの   |  |
| ③提供する情報            | 医療保険法等その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの  |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]   | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |  |
| ⑦時期・頻度             | 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度  |  |
| <b>移転先1</b>        |   |  |
| ①法令上の根拠            |   |  |
| ②移転先における用途         |   |  |
| ③移転する情報            |   |  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ ]   | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 |   |  |
| ⑥移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )   |  |
| ⑦時期・頻度             |   |  |
| <b>移転先2～5</b>      |   |  |
| <b>移転先6～10</b>     |   |  |
| <b>移転先11～15</b>    |   |  |
| <b>移転先16～20</b>    |   |  |

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜本市における措置＞

- ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは記録媒体に書き出して保存している。
- ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。

＜石川県クラウドデータセンターにおける措置＞

- ①入館及びサーバー室への入室をカード認証及び生体認証により厳重に管理する。また、サーバー室内の施錠管理されたサーバラックに設置したサーバーに保管する。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜サービス検索・電子申請機能における措置＞

- ①システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

- ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。

## 7. 備考

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |   |
|----------------|---|
| 国民健康保険収滞納ファイル  |   |
| 2. 基本情報        |   |
| ①ファイルの種類 ※     | [ システム用ファイル ]<br><選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)   |
| ②対象となる本人の数     | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ③対象となる本人の範囲 ※  | 本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む  |
| その必要性          | 賦課額情報に基づいた納付義務者に対する収納業務、納期限までに徴収できない場合の滞納整理業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。   |
| ④記録される項目       | [ 100項目以上 ]<br><選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上  |
| 主な記録項目 ※       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> |
| その妥当性          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報、連絡先等情報(電話番号等):対象者の収滞納期日時点の居住地を把握するために保有</li> <li>・地方税関係情報:対象者に対し納付書等を発行するために保有</li> </ul>   |
| 全ての記録項目        | 別添1を参照。   |
| ⑤保有開始日         | 令和3年10月1日   |
| ⑥事務担当部署        | 市民局保険年金課  |



| 3. 特定個人情報の入手・使用   |  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
|-------------------|--|--|-------|--|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|
| ①入手元 ※            | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課 )<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 内閣府 )<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )<br><input type="checkbox"/> 民間事業者 ( )<br><input type="checkbox"/> その他 ( )  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ②入手方法             | <input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他 ( 国民健康保険事務処理標準システム(保険料賦課システム) )   |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ③使用目的 ※           | 納付書等の発行、過誤納金還付・充当の通知、督促状、催告書の発行、財産調査、滞納処分等の実施  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ④使用の主体            | 使用部署   | 市民局保険年金課、福祉健康局健康政策課  |       |  |          |               |                |                 |                   |
|                   | 使用者数   | [ 50人以上100人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | <選択肢> |  | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 |
| <選択肢>             |  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| 1) 10人未満          | 2) 10人以上50人未満  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| 3) 50人以上100人未満    | 4) 100人以上500人未満  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ⑤使用方法             | 1. 指定金融機関からの納付済み通知書情報の受付に関する事務<br>・納付対象者の納付情報を把握する。<br>・納付情報を基に還付・充当通知書を対象者へ通知する。<br>・賦課額情報、納付情報を基に納付書の再発行を行い対象者へ通知する。<br>2. 督促・催告に関する事務<br>・期限内に納付されない場合には、対象者へ督促状を通知する。<br>・滞納者に対して、電話催告の実施、催告書を通知する。<br>3. 納付意思がある滞納者に関する事務<br>・滞納者に誓約書を提出させたうえで分割納付を行う。また、申請を基に徴収猶予処理を行う。<br>4. 納付意思がない滞納者に関する事務<br>・財産調査を行い、財産がある場合には、差押・参加差押・交付要求処理を行い、処分内容を通知する。<br>・公売の実施、配当・充当を行う。<br>・財産がない場合は執行停止処理、税義務が消滅した場合は不納欠損処理を行う。<br>5. 納税義務の継承<br>・納税義務承継通知書を通知する。 |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
|                   | 情報の突合  | (1) 納付済通知書情報を突合して還付・充当通知書に係るデータを作成する。<br>(2) 納付済通知書情報を突合して督促状に係るデータを作成する。  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ⑥使用開始日            | 令和5年3月13日  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 |  |   |
|----------------------|--|---|
| 委託の有無 ※              | [ 委託する ] <選択肢><br>1) 委託する 2) 委託しない<br>( 3 ) 件  |   |
| 委託事項1                | 市町村事務処理標準システム石川県クラウド保守業務   |   |
| ①委託内容                | 石川県クラウドデータセンターに構築された石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システム(現行)を保守する(データセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む)。なお、国民健康保険事務処理標準システム(次期)においては、石川県クラウドデータセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 |   |
| ②委託先における取扱者数         | [ 10人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上   |   |
| ③委託先名                | 石川県国民健康保険団体連合会   |   |
| 再委託                  | ④再委託の有無 ※  | [ 再委託する ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|                      | ⑤再委託の許諾方法  | 委託先から再委託先の商号または名称、住所、業務実施体制、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力について記載した書面および再委託に関する履行体制図等の提出を受け、委託先と再委託先が契約書において秘密保持に関する特記仕様書を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、委託先と本市とで再委託先を明記した協定書を締結する。 |
|                      | ⑥再委託事項   | 国民健康保険事務処理標準システム(現行)の保守(石川県クラウドデータセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む)  |
| 委託事項2～5              |  |   |
| 委託事項2                | 国民健康保険事務処理標準システム外付けシステム等保守業務   |   |
| ①委託内容                | 国民健康保険事務処理標準システム(現行)の運用のために構築した外付けシステム(ACCESSファイル)及び本市用にカスタマイズした帳票の保守  |   |
| ②委託先における取扱者数         | [ 10人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上   |   |
| ③委託先名                | 株式会社石川コンピュータ・センター  |   |
| 再委託                  | ④再委託の有無 ※  | [ 再委託する ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|                      | ⑤再委託の許諾方法  | 委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。                               |
|                      | ⑥再委託事項   | 外付けシステム及びカスタマイズ帳票の保守  |

|              |           |   |   |
|--------------|-----------|---|---|
| <b>委託事項3</b> |           | 国民健康保険事務処理標準システム連携等保守業務   |   |
| ①委託内容        |           | 国民健康保険事務処理標準システム(現行)と他システムとの連携にかかる他システム側の連携プログラムの保守及び通信機器等の保守   |   |
| ②委託先における取扱者数 |           | [ 10人未満 ]   | <選択肢><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上 |
| ③委託先名        |           | 富士通Japan株式会社  |   |
| 再委託          | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託する ]   | <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|              | ⑤再委託の許諾方法 | 委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。 |   |
|              | ⑥再委託事項    | 連携プログラムの品質管理、問題点管理、QA対応及び通信機器等の保守   |   |
| <b>委託事項4</b> |           |   |   |
| ①委託内容        |           |   |   |
| ②委託先における取扱者数 |           | [ ]   | <選択肢><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上 |
| ③委託先名        |           |   |   |
| 再委託          | ④再委託の有無 ※ | [ ]   | <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|              | ⑤再委託の許諾方法 |   |   |
|              | ⑥再委託事項    |   |   |



|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>提供先16</b>       |  |
| ①法令上の根拠            |  |
| ②提供先における用途         |  |
| ③提供する情報            |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ ] <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/><br><div style="text-align: right; font-size: small;">       &lt;選択肢&gt;<br/>       1) 1万人未満<br/>       2) 1万人以上10万人未満<br/>       3) 10万人以上100万人未満<br/>       4) 100万人以上1,000万人未満<br/>       5) 1,000万人以上     </div> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 |  |
| ⑥提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )  |
| ⑦時期・頻度             |  |
| <b>提供先17</b>       |  |
| ①法令上の根拠            |  |
| ②提供先における用途         |  |
| ③提供する情報            |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ ] <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/><br><div style="text-align: right; font-size: small;">       &lt;選択肢&gt;<br/>       1) 1万人未満<br/>       2) 1万人以上10万人未満<br/>       3) 10万人以上100万人未満<br/>       4) 100万人以上1,000万人未満<br/>       5) 1,000万人以上     </div> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 |  |
| ⑥提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )  |
| ⑦時期・頻度             |  |
| <b>提供先18</b>       |  |
| ①法令上の根拠            |  |
| ②提供先における用途         |  |
| ③提供する情報            |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ ] <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/><br><div style="text-align: right; font-size: small;">       &lt;選択肢&gt;<br/>       1) 1万人未満<br/>       2) 1万人以上10万人未満<br/>       3) 10万人以上100万人未満<br/>       4) 100万人以上1,000万人未満<br/>       5) 1,000万人以上     </div> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 |  |
| ⑥提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )  |
| ⑦時期・頻度             |  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先19</b>       |   |
| ①法令上の根拠            |   |
| ②提供先における用途         |   |
| ③提供する情報            |   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ ] <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/><br><small>&lt;選択肢&gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small>               |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 |   |
| ⑥提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )   |
| ⑦時期・頻度             |   |
| <b>提供先20</b>       |   |
| ①法令上の根拠            |   |
| ②提供先における用途         |   |
| ③提供する情報            |   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ ] <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/><br><small>&lt;選択肢&gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small>               |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 |   |
| ⑥提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )   |
| ⑦時期・頻度             |   |
| <b>移転先1</b>        |   |
| 市民税課               |   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条2項  |
| ②移転先における用途         | 社会保険料控除の適用のため   |
| ③移転する情報            | 前年中の国民健康保険料納付済額   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ] <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/><br><small>&lt;選択肢&gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 前年中に本市の国民健康保険料を納付した者  |
| ⑥移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ○ ] その他 ( 共有フォルダ )  |
| ⑦時期・頻度             | 毎年1月上旬  |

| 移転先2～5             |   |
|--------------------|---|
| <b>移転先2</b>        | 福祉政策課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条2項  |
| ②移転先における用途         | 養護老人ホーム措置者の利用負担額算定のため   |
| ③移転する情報            | 前年中の国民健康保険料納付済額   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                               |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 養護老人ホーム措置者のうち前年中に本市の国民健康保険料を納付した者   |
| ⑥移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 (共有フォルダ ) |
| ⑦時期・頻度             | 毎年6月上旬  |
| <b>移転先3</b>        | 障害福祉課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条2項  |
| ②移転先における用途         | 障害者支援施設入所者等の利用者負担上限月額及び特定障害者特別給付費を算定するため  |
| ③移転する情報            | 前年中の国民健康保険料納付済額   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                               |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 障害者支援施設入所者等のうち前年中に本市の国民健康保険料を納付した者  |
| ⑥移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 (共有フォルダ ) |
| ⑦時期・頻度             | 毎年6月上旬  |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <b>移転先4</b>  |  |  |
| ①法令上の根拠  |  |  |
| ②移転先における用途   |  |  |
| ③移転する情報  |  |  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <input type="checkbox"/> [ ] <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>&lt;選択肢&gt;<br/>               1) 1万人未満<br/>               2) 1万人以上10万人未満<br/>               3) 10万人以上100万人未満<br/>               4) 100万人以上1,000万人未満<br/>               5) 1,000万人以上             </td> </tr> </table> | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |  |  |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲   |  |  |
| ⑥移転方法  | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |  |
| ⑦時期・頻度   |  |  |
| <b>移転先5</b>  |  |  |
| ①法令上の根拠  |  |  |
| ②移転先における用途   |  |  |
| ③移転する情報  |  |  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <input type="checkbox"/> [ ] <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>&lt;選択肢&gt;<br/>               1) 1万人未満<br/>               2) 1万人以上10万人未満<br/>               3) 10万人以上100万人未満<br/>               4) 100万人以上1,000万人未満<br/>               5) 1,000万人以上             </td> </tr> </table> | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |  |  |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲   |  |  |
| ⑥移転方法  | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |  |
| ⑦時期・頻度   |  |  |
| <b>移転先6～10</b>   |  |  |
| <b>移転先11～15</b>  |  |  |
| <b>移転先16～20</b>  |  |  |



## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜本市における措置＞

- ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは記録媒体に書き出して保存している。
- ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。

＜石川県クラウドデータセンターにおける措置＞

- ①入館及びサーバー室への入室をカード認証及び生体認証により厳重に管理する。また、サーバー室内の施錠管理されたサーバラックに設置したサーバーに保管する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

- ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。

## 7. 備考

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

国民健康保険賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、国民健康保険収滞納ファイル：(別紙2)参照

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

|  |  |
|--|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名                         |  |
| 国民健康保険賦課ファイル                           |  |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） |  |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク                    |  |
| リスクに対する措置の内容                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。</li> <li>・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。</li> <li>・申請書等の記載時において、本人以外の情報を誤って記載することがないように記載要領を充実するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。また、受付時に余白等に必要のない情報が記載されていないかを確認する。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。また、あらかじめ指定されたインタフェースによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</li> <li>・対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス検索・電子申請機能においては、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。また、電子申請画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul> |
| リスクへの対策は十分か                            | <p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で入手が行われるリスク>

- ・申請等の際、特定個人情報を国民健康保険に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。
- ・申請書等に利用目的を明記する。
- ・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。
- ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において市民に何の手续を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、市民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。

<入手した特定個人情報が不正確であるリスク>

- ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を受け、本人確認を行う。
- ・個人番号カード(若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
- ・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。また、その処理結果は本市及び提供元の双方に配信された後、双方の職員が確認している。さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険事務処理標準システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。
- ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。
- ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

<入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク>

- ・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。
- ・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。
- ・ウイルス対策ソフト(自動アップデート)、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保する。
- ・媒体による電子情報の入手の際は、パスワード保護を実施し、授受簿によって受渡しの管理を行う。
- ・媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。
- ・媒体に保存する情報については、作業が終わる都度速やかに情報を消去する。
- ・保管する必要がない媒体は物理的に破壊し破棄する。
- ・システムへのログイン時には職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・国保総合PCにおける措置については以下のとおり
  - ・国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。
  - ・国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。
  - ・対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。

| 3. 特定個人情報の使用                                  |   |
|---|---|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク         |   |
| リスクに対する措置の内容                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険事務処理標準システムは、必要な情報以外が登録できないよう、データベース項目の設計及び入力項目の制御を行っているため、業務に関係の無い情報を保有していない。</li> <li>・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。</li> <li>・国保総合PCにおいては、職員が不正にデータ抽出等できないようにデータ抽出機能を搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> </ul>  |
| リスクへの対策は十分か                                   | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[            十分である            ]</div> <div style="margin-right: 20px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <span>1) 特に力を入れている</span> <span>2) 十分である</span> </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>   |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク |   |
| ユーザ認証の管理                                      | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[            ]</div> <div style="margin-right: 20px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <span>1) 行っている</span> <span>2) 行っていない</span> </div> </div>   |
| 具体的な管理方法                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザIDを割り当て、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。</li> <li>・国民健康保険事務処理標準システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。</li> <li>・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。</li> <li>・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> <li>・業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> <li>・国保総合PCにおいては、対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリリスクを軽減している。</li> <li>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> </ul> |
| その他の措置の内容                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定個人情報の使用の記録</li> <li>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</li> <li>・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</li> <li>・当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul>   |
| リスクへの対策は十分か                                   | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[            十分である            ]</div> <div style="margin-right: 20px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <span>1) 特に力を入れている</span> <span>2) 十分である</span> </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>   |

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<従業員が事務外で使用するリスク>

- ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。
- ・国民健康保険事務処理標準システム(現行)内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。(アクセスログ項目:処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など)
- ・アクセスログは7年間分ハードディスクに保存し、管理を行う。
- ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。
- ・サービス検索・電子申請機能についてアクセスログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。また、アクセスログは改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。

<特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク>

- ・個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスが発生した場合はチェックする。
- ・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可し、データの書き出しは特定の端末で実施する。
- ・国保総合PCにおいては、職員が不正にデータ抽出等できないようにデータ抽出機能を搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。また、ログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。
- ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。
- ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざん、業務目的以外の複製、外部記憶媒体への書き出し等を禁止する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

|                             |  |  |
|-----------------------------|--|--|
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている <span style="margin-left: 100px;">2) 定めていない</span> |
| 規定の内容                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する。</li> <li>・特定個人情報の目的外利用を禁止する。</li> <li>・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する。</li> <li>・特定個人情報の外部へ持出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する。</li> <li>・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する。</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する。</li> <li>・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する。</li> <li>・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。</li> <li>・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる。</li> <li>・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する。</li> <li>・国民健康保険事務処理標準システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> <li>・国民健康保険事務処理標準システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監査及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。</li> <li>・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする。</li> </ul> |  |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保   | [ 十分にしている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている<br>3) 十分にしていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法  | ・契約書又は協定書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。<br>・国民健康保険事務処理標準システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。<br>・国民健康保険事務処理標準システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監査及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。 |  |
| その他の措置の内容   | -  |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている                 |
| <b>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</b>  |  |  |
| <p>&lt;委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険事務処理標準システムの開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を石川県クラウド接続場所以に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。なお、国民健康保険事務処理標準システム(次期)においては、石川県クラウドデータセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。</li> <li>・インターネットに接続できないようシステム面の措置を行う。</li> <li>・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、OSやミドルウェアについて必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・委託先に特定個人情報を保管させない。</li> <li>・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータを書き出しを行う場合は暗号化を行う。</li> <li>・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。</li> <li>・国保総合システム及び国民健康保険事務処理標準システム(現行)においては、システムをデータセンターへ設置し、入退室管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。</li> </ul> <p>&lt;委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク&gt;</p> <p>委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。</li> <li>・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する。</li> <li>・国民健康保険事務処理標準システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> <li>・国民健康保険事務処理標準システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。</li> </ul> |  |  |

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

|                     |  |  |
|---------------------|--|--|
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                    |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う。</li> <li>・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用が出来ているかチェックする。</li> </ul> |  |
| その他の措置の内容           | 外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。  |  |
| リスクへの対策は十分か         | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で提供・移転が行われるリスク>  
 ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。  
 ・データの書き出しは申請があった際に、特定の端末で実施する。特定個人情報を提供又は移転する際は、パスワード保護を行った上で、提供元及び提供先で授受簿に記録を行い管理する。記録は7年間保存する。

<誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク>  
 ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。  
 ・データの書き出しは、申請があった際に特定の端末で実施する。特定個人情報の提供・移転は、パスワード保護を行った上で実施し、提供元及び提供先は授受簿を記録して管理している。記録は7年間保存する。



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  接続しない(入手)  接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

|              |   |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p>&lt;番号連携システムのソフトウェアにおける措置&gt;<br/>                 ①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/>                 ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。<br/>                 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能<br/>                 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの<br/>                 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p> |
|--------------|---|

|             |  |
|-------------|--|
| リスクへの対策は十分か | <p><input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br/>                 3) 課題が残されている</p> |
|-------------|--|

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

|              |  |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | <p>&lt;番号連携システムのソフトウェアにおける措置&gt;<br/>                 ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br/>                 ②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/>                 ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。<br/>                 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br/>                 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br/>                 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> |
|--------------|--|

|             |  |
|-------------|--|
| リスクへの対策は十分か | <p><input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br/>                 3) 課題が残されている</p> |
|-------------|--|

| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |
|---|---|
| 7. 特定個人情報の保管・消去                           |   |
| リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク                  |   |
| ①事故発生時手順の策定・周知                            | [ 十分に行っている ] <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか    | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |
| その内容                                      |   |
| 再発防止策の内容                                  |   |
| その他の措置の内容                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー設置場所について、本市の場合は生体認証装置、石川県クラウドデータセンターの場合はカード認証装置及び静脈認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。</li> <li>・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。</li> <li>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。</li> <li>・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。</li> <li>・定期的にバックアップを行う。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。</li> <li>・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。</li> <li>・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。</li> <li>・国民健康保険事務処理標準システム(次期)機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。</li> <li>・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。</li> <li>・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼働状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。</li> </ul> |
| リスクへの対策は十分か                               | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

|  |
|--|
|  |
|--|

8. 監査

|       |  |                                   |                                   |
|-------|--|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 実施の有無 | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検 | [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 | [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査 |
|-------|--|-----------------------------------|-----------------------------------|

9. 従業者に対する教育・啓発

|              |   |  |
|--------------|---|--|
| 従業者に対する教育・啓発 | [ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法       | <p>&lt;業務システムの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。</li><li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。</li></ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。</li><li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。</li></ul> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国保総合(国保集約)システムの運用に携わる職員及び事業者に対し、操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修を行う。</li><li>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li></ul> |  |

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名                         |   |
|--|---|
| 国民健康保険資格ファイル                           |   |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） |   |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク                    |   |
| リスクに対する措置の内容                           | <ul style="list-style-type: none"><li>・窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。</li><li>・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。</li><li>・申請書等の記載時において、本人以外の情報を誤って記載することがないように記載要領を充実するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。また、受付時に余白等に必要のない情報が記載されていないかを確認する。</li></ul> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。また、あらかじめ指定されたインタフェースによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</li><li>・対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</li></ul> <p>・サービス検索・電子申請機能においては、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。また、電子申請画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> |
| リスクへの対策は十分か                            | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている          2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で入手が行われるリスク>

- ・申請等の際、特定個人情報を国民健康保険に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。
- ・申請書等に利用目的を明記する。
- ・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。
- ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において市民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、市民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。

<入手した特定個人情報が不正確であるリスク>

- ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を受け、本人確認を行う。
- ・個人番号カード(若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
- ・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。また、その処理結果は本市及び提供元の双方に配信された後、双方の職員が確認している。さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険事務処理標準システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。
- ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。
- ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

<入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク>

- ・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。
- ・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。
- ・ウイルス対策ソフト(自動アップデート)、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保する。
- ・媒体による電子情報の入手の際は、パスワード保護を実施し、授受簿によって受渡しの管理を行う。
- ・媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。
- ・媒体に保存する情報については、作業が終わる都度速やかに情報を消去する。
- ・保管する必要がない媒体は物理的に破壊し破棄する。
- ・システムへのログイン時には職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・国保総合PCにおける措置については以下のとおり
  - ・国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。
  - ・国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。
  - ・対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク

|              |   |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険事務処理標準システムは、必要な情報以外が登録できないよう、データベース項目の設計及び入力項目の制御を行っているため、業務に関係の無い情報を保有していない。</li> <li>・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。</li> <li>・国保総合PCにおいては、職員が不正にデータ抽出等できないようにデータ抽出機能を搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> </ul> |
|--------------|---|

|             |   |
|-------------|---|
| リスクへの対策は十分か | <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</span> <div style="margin-right: 20px;"> <p style="margin: 0;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている</p> <p style="margin: 0;">2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div> |
|-------------|---|

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

|          |   |
|----------|---|
| ユーザ認証の管理 | <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="margin-right: 20px;">[ 行っている ]</span> <div style="margin-right: 20px;"> <p style="margin: 0;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="margin: 0;">1) 行っている</p> <p style="margin: 0;">2) 行っていない</p> </div> </div> |
|----------|---|

|  |          |  |
|--|----------|--|
|  | 具体的な管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。</li> <li>・国民健康保険事務処理標準システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザーIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。</li> <li>・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。</li> <li>・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> <li>・業務上アクセスが不要となったユーザーIDやアクセス権を変更又は削除する。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> <li>・国保総合PCにおいては、対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報不正に使用されることのリスクを軽減している。</li> <li>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能を利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。</li> </ul> |
|--|----------|--|

|           |   |
|-----------|---|
| その他の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定個人情報の使用の記録</li> <li>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</li> <li>・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</li> <li>・当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul> |
|-----------|---|

|             |   |
|-------------|---|
| リスクへの対策は十分か | <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</span> <div style="margin-right: 20px;"> <p style="margin: 0;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている</p> <p style="margin: 0;">2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div> |
|-------------|---|

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<従業者が事務外で使用するリスク>

- ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。
- ・国民健康保険事務処理標準システム内(現行)での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。(アクセスログ項目:処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛番号、処理内容など)
- ・アクセスログは7年間分ハードディスクに保存し、管理を行う。
- ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。
- ・サービス検索・電子申請機能についてアクセスログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。また、アクセスログは改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。

<特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク>

- ・個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスが発生した場合はチェックする。
- ・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可し、データの書き出しは特定の端末で実施する。
- ・国保総合PCIにおいては、職員が不正にデータ抽出等できないようにデータ抽出機能を搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。また、ログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。
- ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。
- ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざん、業務目的以外の複製、外部記憶媒体への書き出し等を禁止する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

|                             |  |  |
|-----------------------------|--|--|
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                                      |
| 規定の内容                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する。</li> <li>・特定個人情報の目的外利用を禁止する。</li> <li>・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する。</li> <li>・特定個人情報の外部へ持出しは、委託業務実施場所以外への持出しを禁止する。</li> </ul>   |  |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書又は協定書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。</li> <li>・国民健康保険事務処理標準システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> <li>・国民健康保険事務処理標準システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監査及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。</li> </ul> |  |
| その他の措置の内容                   | -  |  |
| リスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている                   |

## 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### <委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク>

- ・国民健康保険事務処理標準システムの開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を石川県クラウド接続場所以に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。なお、国民健康保険事務処理標準システム(次期)においては、石川県クラウドデータセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。
- ・インターネットに接続できないようシステム面の措置を行う。
- ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、OSやミドルウェアについて必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・委託先に特定個人情報を保管させない。
- ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータを書き出しを行う場合は暗号化を行う。
- ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。
- ・国保総合システム及び国民健康保険事務処理標準システム(現行)においては、システムをデータセンターへ設置し、入退室管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。
  - ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること
  - ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること
  - ・日本国内でのデータ保管を条件としていること
  - ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること
- ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。

### <委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク>

委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。

- ・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。
- ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する。
- ・国民健康保険事務処理標準システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。
- ・国民健康保険事務処理標準システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。

### 【医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務】

#### ●特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限(具体的な制限方法)

- ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。
- ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。
- ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。
- ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。

#### ●特定個人情報ファイルの取扱いの記録(具体的な制限方法)

- ・操作ログを医療保険者等向け中間サーバーで記録している。
- ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した場合、又は必要が判明した場合のみ閲覧を行う。



・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでエクスポートを行う。

● 特定個人情報の提供ルール(委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)  
 ・契約書において本市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。  
 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。

● 特定個人情報の提供ルール(委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)  
 ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。  
 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。

● 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保(具体的な方法)  
 ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。  
 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること  
 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること  
 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること  
 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること  
 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。

<取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置>

・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。  
 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。  
 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。  
 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。  
 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。  
 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。  
 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。  
 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない

|                       |  |
|-----------------------|--|
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク |  |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール   | [ 定めている ] <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない  |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法    | ・番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う。<br>・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用が出来ているかチェックする。 |
| その他の措置の内容             | 外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。  |
| リスクへの対策は十分か           | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で提供・移転が行われるリスク>

- ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。
- ・データの書き出しは申請があった際に、特定の端末で実施する。特定個人情報を提供又は移転する際は、パスワード保護を行った上で、提供元及び提供先で授受簿に記録を行い管理する。記録は7年間保存する。

<誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク>

- ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。
- ・データの書き出しは、申請があった際に特定の端末で実施する。
- ・特定個人情報の提供・移転は、パスワード保護を行った上で実施し、提供元及び提供先は授受簿を記録して管理している。記録は7年間保存する。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手)

[ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

<番号連携システムのソフトウェアにおける措置>

①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能

(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの

(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能

リスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

|                     |   |
|---------------------|---|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>&lt;番号連携システムのソフトウェアにおける措置&gt;<br/>                 ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br/>                 ②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/>                 ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。<br/>                 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br/>                 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br/>                 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> |
|---------------------|---|

|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;<br/>                 1) 特に力を入れている            2) 十分である<br/>                 3) 課題が残されている</p> |
|--------------------|---|

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

|          |
|----------|
| <p> </p> |
|----------|

| 7. 特定個人情報の保管・消去                        |              |   |
|--|--------------|---|
| リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク               |              |   |
| ①事故発生時手順の策定・周知                         | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]     | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |
| その内容                                   |              |   |
| 再発防止策の内容                               |              |   |
| その他の措置の内容                              |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー設置場所について、本市の場合は生体認証装置、石川県クラウドデータセンターの場合はカード認証装置及び静脈認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。</li> <li>・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。</li> <li>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。</li> <li>・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。</li> <li>・定期的にバックアップを行う。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。</li> <li>・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。</li> <li>・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。</li> <li>・国民健康保険事務処理標準システム(次期)機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。</li> <li>・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。</li> <li>・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼動状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。</li> </ul> |
| リスクへの対策は十分か                            | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

|  |
|--|
|  |
|--|

8. 監査

|       |  |                                   |                                   |
|-------|--|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 実施の有無 | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検 | [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 | [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査 |
|-------|--|-----------------------------------|-----------------------------------|

9. 従業員に対する教育・啓発

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| 従業員に対する教育・啓発 | [ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法       | <業務システムの運用における措置><br>・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。<br>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。<br><br><中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。<br>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。<br><br><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発><br>・国保総合(国保集約)システムの運用に携わる職員及び事業者に対し、操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修を行う。<br>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 |  |

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>  
 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<取りまとめ機関における措置>  
 ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。



特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で入手が行われるリスク>

- ・申請等の際、特定個人情報を国民健康保険に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。
- ・申請書等に利用目的を明記する。
- ・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。
- ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において市民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、市民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。

<入手した特定個人情報が不正確であるリスク>

- ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を受け、本人確認を行う。
- ・個人番号カード(若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
- ・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。また、その処理結果は本市及び提供元の双方に配信された後、双方の職員が確認している。さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険事務処理標準システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。
- ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。
- ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

<入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク>

- ・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。
- ・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。
- ・ウイルス対策ソフト(自動アップデート)、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保する。
- ・媒体による電子情報の入手の際は、パスワード保護を実施し、授受簿によって授受の管理を行う。
- ・媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。
- ・媒体に保存する情報については、作業が終わる都度速やかに情報を消去する。
- ・保管する必要がない媒体は物理的に破壊し破棄する。
- ・システムへのログイン時には職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・国保総合PCにおける措置については以下のとおり
  - ・国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。
  - ・国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。
  - ・対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしている。

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

|              |  |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険事務処理標準システムは、必要な情報以外が登録できないよう、データベース項目の設計及び入力項目の制御を行っているため、業務に関係の無い情報を保有していない。</li> <li>・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。</li> <li>・国保総合PCにおいては、職員が不正にデータ抽出等できないようにデータ抽出機能を搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> </ul> |
|--------------|--|

|             |   |
|-------------|---|
| リスクへの対策は十分か | <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="margin-right: 10px;">[ 十分である ]</span> <div style="margin-left: 20px;"> <p style="margin: 0;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div> |
|-------------|---|

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

|          |   |
|----------|---|
| ユーザ認証の管理 | <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="margin-right: 10px;">[ 行っている ]</span> <div style="margin-left: 20px;"> <p style="margin: 0;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="margin: 0;">1) 行っている      2) 行っていない</p> </div> </div> |
|----------|---|

|          |  |
|----------|--|
| 具体的な管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。</li> <li>・国民健康保険事務処理標準システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザーIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。</li> <li>・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。</li> <li>・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> <li>・業務上アクセスが不要となったユーザーIDやアクセス権を変更又は削除する。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> <li>・国保総合PCにおいては、対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報不正に使用されることのリスクを軽減している。</li> <li>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能を利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。</li> </ul> |
|----------|--|

|           |   |
|-----------|---|
| その他の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定個人情報の使用の記録</li> <li>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</li> <li>・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</li> <li>・当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul> |
|-----------|---|

|             |   |
|-------------|---|
| リスクへの対策は十分か | <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="margin-right: 10px;">[ 十分である ]</span> <div style="margin-left: 20px;"> <p style="margin: 0;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div> |
|-------------|---|





|   |  |  |
|---|--|--|
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保   | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法  | ・契約書又は協定書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。<br>・国民健康保険事務処理標準システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。<br>・国民健康保険事務処理標準システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監査及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。 |  |
| その他の措置の内容   | -  |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている                   |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |  |  |
| <委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク><br>・国民健康保険事務処理標準システムの開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を石川県クラウド接続場所以に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。なお、国民健康保険事務処理標準システム(次期)においては、石川県クラウドデータセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。<br>・インターネットに接続できないようシステム面の措置を行う。<br>・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、OSやミドルウェアについて必要なセキュリティパッチの適用を行う。<br>・委託先に特定個人情報を保管させない。<br>・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータを書き出しを行う場合は暗号化を行う。<br>・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。<br>・国保総合システム及び国民健康保険事務処理標準システム(現行)においては、システムをデータセンターへ設置し、入退室管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。<br>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること |  |  |

- ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること
- ・日本国内でのデータ保管を条件としていること
- ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること
- ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。

<委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク>

委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。

- ・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。
- ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する。
- ・国民健康保険事務処理標準システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。
- ・国民健康保険事務処理標準システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。

<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置>

- ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。
- ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）  提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

|                     |  |   |
|---------------------|--|---|
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [ <input type="checkbox"/> 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている                      2) 定めていない                    |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う。</li> <li>・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用が出来ているかチェックする。</li> </ul> |   |
| その他の措置の内容           | 外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。  |   |
| リスクへの対策は十分か         | [ <input type="checkbox"/> 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている                      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で提供・移転が行われるリスク>

- ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。
- ・データの書き出しは申請があった際に、特定の端末で実施する。特定個人情報を提供又は移転する際は、パスワード保護を行った上で、提供元及び提供先で授受簿に記録を行い管理する。記録は7年間保存する。

<誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク>

- ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。
- ・データの書き出しは、申請があった際に特定の端末で実施する。
- ・特定個人情報の提供・移転は、パスワード保護を行った上で実施し、提供元及び提供先は授受簿を記録して管理している。記録は7年間保存する。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手)

[ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

<番号連携システムのソフトウェアにおける措置>

①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能

(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの

(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能

リスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

|                     |   |
|---------------------|---|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>&lt;番号連携システムのソフトウェアにおける措置&gt;<br/>                 ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br/>                 ②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/>                 ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。<br/>                 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br/>                 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br/>                 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> |
|---------------------|---|

|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;<br/>                 1) 特に力を入れている      2) 十分である<br/>                 3) 課題が残されている</p> |
|--------------------|--|

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

|          |
|----------|
| <p> </p> |
|----------|

| 7. 特定個人情報の保管・消去                        |              |   |
|--|--------------|---|
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク               |              |   |
| ①事故発生時手順の策定・周知                         | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]     | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |
| その内容                                   |              |   |
| 再発防止策の内容                               |              |   |
| その他の措置の内容                              |              | <p>・サーバー設置場所について、本市の場合は生体認証装置、石川県クラウドデータセンターの場合はカード認証装置及び静脈認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。</p> <p>・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。</p> <p>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。</p> <p>・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。</p> <p>・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。</p> <p>・定期的にバックアップを行う。</p> <p>・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。</p> <p>・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。</p> <p>・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。</p> <p>・国民健康保険事務処理標準システム(次期)機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。</p> <p>・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。</p> <p>・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼動状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。</p> |
| リスクへの対策は十分か                            | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査

|       |  |                                   |                                   |
|-------|--|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 実施の有無 | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検 | [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 | [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査 |
|-------|--|-----------------------------------|-----------------------------------|

9. 従業員に対する教育・啓発

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| 従業員に対する教育・啓発 | [ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法       | <業務システムの運用における措置><br>・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。<br>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。<br><br><中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。<br>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。<br><br><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発><br>・国保総合(国保集約)システムの運用に携わる職員及び事業者に対し、操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修を行う。<br>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 |  |

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>  
 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<取りまとめ機関における措置>  
 ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

|  |  |
|--|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名   |  |
| 国民健康保険収滞納ファイル  |  |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）   |  |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク  |  |
| リスクに対する措置の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。</li> <li>・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。</li> <li>・申請書等の記載時において、本人以外の情報を誤って記載することがないように記載要領を充実するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。また、受付時に余白等に必要のない情報が記載されていないかを確認する。</li> </ul> |
| リスクへの対策は十分か  | <p style="text-align: center;">[            十分である            ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている            2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |  |
| <p>&lt;不適切な方法で入手が行われるリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請等の際、特定個人情報を国民健康保険に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。</li> <li>・申請書等に利用目的を明記する。</li> </ul> <p>&lt;入手した特定個人情報が不正確であるリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を受け、本人確認を行う。</li> <li>・個人番号カード(若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。</li> </ul> <p>&lt;入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。</li> <li>・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。</li> <li>・ウイルス対策ソフト(自動アップデート)、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保する。</li> <li>・媒体による電子情報の入手の際は、パスワード保護を実施し、授受簿によって受渡しの管理を行う。</li> <li>・媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。</li> <li>・媒体に保存する情報については、作業が終わる都度速やかに情報を消去する。</li> <li>・保管する必要がない媒体は物理的に破壊し破棄する。</li> <li>・システムへのログイン時には職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> </ul> |  |



| 3. 特定個人情報の使用  |  |
|---|--|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク   |  |
| リスクに対する措置の内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険事務処理標準システムは、必要な情報以外が登録できないよう、データベース項目の設計及び入力項目の制御を行っているため、業務に関係の無い情報を保有していない。</li> <li>・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。</li> </ul>  |
| リスクへの対策は十分か   | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>   |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク   |  |
| ユーザ認証の管理  | <p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>  |
| 具体的な管理方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。</li> <li>・国民健康保険事務処理標準システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。</li> <li>・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。</li> <li>・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> <li>・業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> <li>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> </ul> |
| その他の措置の内容   |  |
| リスクへの対策は十分か   | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>   |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |  |
| <p>&lt;従業者が事務外で使用するリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。</li> <li>・国民健康保険事務処理標準システム(現行)内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。(アクセスログ項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など)</li> <li>・アクセスログは7年間分ハードディスクに保存し、管理を行う。</li> </ul> <p>&lt;特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスが発生した場合はチェックする。</li> <li>・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可し、データの書き出しは特定の端末で実施する。</li> <li>・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</li> </ul> |  |

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [ 定めている ] <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない  |
| 規定の内容                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する。</li> <li>・特定個人情報の目的外利用を禁止する。</li> <li>・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する。</li> <li>・特定個人情報の外部へ持出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する。</li> <li>・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する。</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する。</li> <li>・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する。</li> <li>・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。</li> <li>・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる。</li> <li>・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する。</li> <li>・国民健康保険事務処理標準システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> <li>・国民健康保険事務処理標準システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監査及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。</li> <li>・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする。</li> </ul> |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [ 十分に行っている ] <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない 4) 再委託していない  |
| 具体的な方法                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書又は協定書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。</li> <li>・国民健康保険事務処理標準システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> <li>・国民健康保険事務処理標準システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監査及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。</li> </ul>   |
| その他の措置の内容                   | -  |
| リスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク>  
 ・国民健康保険事務処理標準システムの開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を石川県クラウド接続場  
 所に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。なお、国民健康保険事務処理標準システム(次期)  
 においては、石川県クラウドデータセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。  
 ・インターネットに接続できないようシステム面の措置を行う。  
 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、OSやミドルウェアについて必要なセキュリティパッチの適用を行う。  
 ・委託先に特定個人情報を保管させない。  
 ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータを書き出しを行う場合  
 は暗号化を行う。  
 ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。  
 ・国民健康保険事務処理標準システム(現行)においては、システムをデータセンターへ設置し、入退室管理、監視カメラによる監視及  
 び施錠管理を行う。

<委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク>  
 委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。  
 ・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。  
 ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する。  
 ・国民健康保険事務処理標準システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。  
 ・国民健康保険事務処理標準システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP  
 (政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

|                     |   |
|---------------------|---|
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [ 定めている ] <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない   |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法   | ・番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う。<br>・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用が来ているかチェックする。 |
| その他の措置の内容           | 外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。   |
| リスクへの対策は十分か         | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で提供・移転が行われるリスク>  
 ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。  
 ・データの書き出しは申請があった際に、特定の端末で実施する。特定個人情報を提供又は移転する際は、パスワード保護を行った上で、提供元及び提供先で授受簿に記録を行い管理する。記録は7年間保存する。

<誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク>  
 ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。  
 ・データの書き出しは、申請があった際に特定の端末で実施する。  
 ・特定個人情報の提供・移転は、パスワード保護を行った上で実施し、提供元及び提供先は授受簿を記録して管理している。記録は7年間保存する。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

|              |   |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p>&lt;番号連携システムのソフトウェアにおける措置&gt;<br/>                 ①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/>                 ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。<br/>                 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能<br/>                 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの<br/>                 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p> |
|--------------|---|

|             |  |
|-------------|--|
| リスクへの対策は十分か | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;<br/>                 1) 特に力を入れている      2) 十分である<br/>                 3) 課題が残されている</p> |
|-------------|--|

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

|              |  |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 |  |
|--------------|--|

|             |  |
|-------------|--|
| リスクへの対策は十分か | <p>[ ] &lt;選択肢&gt;<br/>                 1) 特に力を入れている      2) 十分である<br/>                 3) 課題が残されている</p> |
|-------------|--|

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

|  |  |  |
|--|--|--|
| ①事故発生時手順の策定・周知                         | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]   | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし                             |
| その内容                                   |  |  |
| 再発防止策の内容                               |  |  |
| その他の措置の内容                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー設置場所について、本市の場合は生体認証装置、石川県クラウドデータセンターの場合はカード認証装置及び静脈認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。</li> <li>・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。</li> <li>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。</li> <li>・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。</li> <li>・定期的にバックアップを行う。</li> </ul> <ガバメントクラウドにおける措置><br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。</li> <li>・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。</li> <li>・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。</li> <li>・国民健康保険事務処理標準システム(次期)機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。</li> <li>・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。</li> <li>・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼動状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。</li> </ul> |  |
| リスクへの対策は十分か                            | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査

実施の有無

自己点検

内部監査

外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

具体的な方法

- <業務システムの運用における措置>  
・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。  
・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。

10. その他のリスク対策

## IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
|--------------------------|---|
| ①請求先                     | 金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係<br>920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号<br>076-220-2348                                   |
| ②請求方法                    | 指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。  |
| ③法令による特別の手続              |   |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等         |   |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| ①連絡先                     | 市民局保険年金課 電話 076-220-2255  |
| ②対応方法                    | ・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。<br>・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。 |

## V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価             |   |
|-----------------------|---|
| ①実施日                  | 令和6年12月3日   |
| ②しきい値判断結果             | [ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ]<br><選択肢><br>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)<br>3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 |   |
| ①方法                   |   |
| ②実施日・期間               |   |
| ③主な意見の内容              |   |
| 3. 第三者点検【任意】          |   |
| ①実施日                  |   |
| ②方法                   |   |
| ③結果                   |   |

## (別添2)変更箇所

| 変更日        | 項目                               | 変更前の記載            | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                 |
|------------|----------------------------------|-------------------|---|------|---------------------------|
| 平成28年4月1日  | IV. 開示請求、問い合わせ<br>1. 特定個人情報の開示・訂 | 金沢市市長公室広報広聴課市政情報係 | 金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係                            | 事後   | 重要な変更項目でないため              |
| 平成28年9月1日  | I. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取       |                   | 市営住宅駐車場管理システムを削除                              | 事後   | 重要な変更項目でないため              |
| 平成29年4月1日  | I. 基本情報<br>6. 評価実施機関における担        | 保健局医療保険課長 小林 外喜夫  | 保健局医療保険課長 西川 信一                               | 事後   | 重要な変更項目でないため              |
| 平成29年4月1日  | III. リスク対策<br>3. 特定個人情報の使用       |                   | ・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末  | 事後   | 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク |
| 平成29年6月30日 | I. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取       | 国保総合システム          | 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム     | 事前   |                           |
| 平成29年6月30日 | I. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取       |                   | 1. 資格継続業務<br>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイ          | 事前   |                           |
| 平成29年6月30日 | I. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取       |                   | (前頁から続く)<br>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失             | 事前   |                           |
| 平成29年6月30日 | II. 特定個人情報ファイルの概要                | 1件                | 2件  | 事前   |                           |
| 平成29年6月30日 | II. 特定個人情報ファイルの概要                |                   | 資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務         | 事前   |                           |
| 平成29年6月30日 | II. 特定個人情報ファイルの概要                |                   | (別紙2)<br>(資格情報世帯基本情報部)以下を追記                   | 事前   |                           |
| 平成29年6月30日 | III. リスク対策<br>2. 特定個人情報の入手       |                   | <国保総合PCにおける措置><br>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)      | 事前   |                           |
| 平成29年6月30日 | III. リスク対策<br>2. 特定個人情報の入手       |                   | <不適切な方法で入手が行われるリスク><br>・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入  | 事前   |                           |
| 平成29年6月30日 | III. リスク対策<br>2. 特定個人情報の入手       |                   | (前頁から続く)<br><入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失す              | 事前   |                           |
| 平成29年6月30日 | III. リスク対策<br>3. 特定個人情報の使用       |                   | ・国保総合PCにおいては、職員が不正にデータ抽出等できないようにデータ抽出機能を搭載し   | 事前   |                           |
| 平成29年6月30日 | III. リスク対策<br>3. 特定個人情報の使用       |                   | ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの | 事前   |                           |
| 平成29年6月30日 | III. リスク対策<br>3. 特定個人情報の使用       |                   | <特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク>                      | 事前   |                           |
| 平成29年6月30日 | III. リスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取    |                   | <委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク>                  | 事前   |                           |
| 平成29年6月30日 | III. リスク対策<br>9. 従業者に対する教育・啓発    |                   | <国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発>                     | 事前   |                           |
| 平成30年4月1日  | I. 関連情報<br>5. 評価実施機関における担        | 保健局医療保険課長 西川 信一   | 保健局医療保険課長 小嶋 一彦                               | 事後   | 重要な変更項目でないため              |
| 平成30年6月29日 | I. 関連情報<br>5. 評価実施機関における担        | 保健局医療保険課長 小嶋 一彦   | 保健局医療保険課長                                     | 事後   | 重要な変更項目でないため              |
| 令和1年6月28日  | II. 特定個人情報ファイルの概要                | 電子記録媒体            | 共有フォルダ  | 事後   | 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク |
| 令和1年6月28日  | II. 特定個人情報ファイルの概要                | 長寿福祉課             | 地域長寿課   | 事後   | 重要な変更項目でないため              |
| 令和1年6月28日  | II. 特定個人情報ファイルの概要                | 電子記録媒体            | 共有フォルダ  | 事後   | 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク |



|            |                              |   |   |    |                                |
|------------|------------------------------|---|---|----|--------------------------------|
| 令和1年6月28日  | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要             | 電子記録媒体                                      | 共有フォルダ                                      | 事後 | 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク      |
| 令和1年6月28日  | V. 評価実施手続<br>1. 基礎項目評価       | 平成27年9月4日                                   | 令和元年6月28日                                   | 事後 | 重要な変更項目でないため                   |
| 令和2年6月29日  | I. 基本情報<br>5. 情報提供ネットワークシステム | (別表第2における情報提供の根拠)<br>第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる | (別表第2における情報提供の根拠)<br>第3欄(情報提供者)に「医療保険者」等が含ま | 事後 | 法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更でないため |
| 令和2年6月29日  | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要             | 児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省   | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの                    | 事後 | 重要な変更項目でないため                   |
| 令和2年6月29日  | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要             | 児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主  | 児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主  | 事後 | 重要な変更項目でないため                   |
| 令和2年6月29日  | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要             | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定め    | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省    | 事後 | 重要な変更項目でないため                   |
| 令和2年6月29日  | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要             | 難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関   | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの                    | 事後 | 重要な変更項目でないため                   |
| 令和2年6月29日  | Ⅲ. リスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消   | 発生なし  | 発生あり  | 事後 | 重要な変更項目でないため                   |
| 令和2年6月29日  | Ⅲ. リスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消   | -   | 帳票印刷作業を含むシステム運用支援委託業務において、業務委託者作業員がシステムによ   | 事後 | 重要な変更項目でないため                   |
| 令和2年6月29日  | Ⅲ. リスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消   | -   | システム運用支援委託業務において、帳票印刷作業を行う場合は、必ず職員による監視下で   | 事後 | 重要な変更項目でないため                   |
| 令和2年10月14日 | I. 基本情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取   |   | また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する   | 事前 |                                |
| 令和2年10月14日 | I. 基本情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取   |   | (前頁から続く)<br>＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた           | 事前 |                                |
| 令和2年10月14日 | I. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取   |   | 4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動  | 事前 |                                |
| 令和2年10月14日 | I. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取   |   | 医療保険者等向け中間サーバー等を追記                          | 事前 |                                |
| 令和2年10月14日 | I. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取   |   | 「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格   | 事前 |                                |
| 令和2年10月14日 | I. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取   |   | (前頁から続く)<br>(1)資格履歴管理事務に係る機能                | 事前 |                                |
| 令和2年10月14日 | I. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取   |   | (前頁から続く)<br>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報         | 事前 |                                |
| 令和2年10月14日 | I. 基本情報<br>4. 個人番号の利用        |   | ＜オンライン資格確認の準備業務＞                            | 事前 |                                |
| 令和2年10月14日 | I. 基本情報<br>5. 情報提供ネットワークシステム |   | ＜オンライン資格確認の準備業務＞<br>・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連 | 事前 |                                |
| 令和2年10月14日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要             | ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集  | ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資  | 事前 |                                |
| 令和2年10月14日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要             |   | ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、   | 事前 |                                |
| 令和2年10月14日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要             |   | 「医療保険者等向け中間サーバー等」における資格履歴管理事務」              | 事前 |                                |
| 令和2年10月14日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要             |   | 「医療保険者等向け中間サーバー等」における機関別符号取得等事務」            | 事前 |                                |
| 令和2年10月14日 | (別紙2)特定個人情報ファイル記録項目          |   | ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)   | 事前 |                                |
| 令和2年10月14日 | Ⅲ. リスク対策<br>3. 特定個人情報の使用     |   | ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。    | 事前 |                                |

|            |                              |                                     |   |    |                               |
|------------|------------------------------|-------------------------------------|---|----|-------------------------------|
| 令和2年10月14日 | Ⅲ. リスク対策<br>3. 特定個人情報ファイルの使用 |                                     | ●特定個人情報の使用の記録<br><国保総合PCにおける措置>                         | 事前 |                               |
| 令和2年10月14日 | Ⅲ. リスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取  |                                     | 【医療保険者等向け中間サーバー等における<br>資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事<br>(前頁から続く) | 事前 |                               |
| 令和2年10月14日 | Ⅲ. リスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取  |                                     | ●特定個人情報ファイルの取扱いの記録 (具<br>(前頁から続く)                       | 事前 |                               |
| 令和2年10月14日 | Ⅲ. リスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取  |                                     | ● 特定個人情報の提供ルール(委託先から他<br>(前頁から続く)                       | 事前 |                               |
| 令和2年10月14日 | Ⅲ. リスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取  |                                     | ● 特定個人情報の提供ルール(委託元と委託<br>(前頁から続く)                       | 事前 |                               |
| 令和2年10月14日 | Ⅲ. リスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取  |                                     | ●再委託先による特定個人情報ファイルの適<br>(前頁から続く)                        | 事前 |                               |
| 令和2年10月14日 | Ⅲ. リスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取  |                                     | <取りまとめ機関における措置><br><取りまとめ機関における措置>                      | 事前 |                               |
| 令和2年10月14日 | Ⅲ. リスク対策<br>10. その他のリスク対策    |                                     | ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー                                   | 事前 |                               |
| 令和3年6月28日  | Ⅰ. 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取   | <略><br>・国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴        | <略><br>・国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴                            | 事後 | 重要な変更項目でないため                  |
| 令和3年6月28日  | Ⅰ. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取   | 市税総合オンラインデータベースシステム                 | 税務システム  | 事後 | 重要な変更項目でないため                  |
| 令和3年6月28日  | Ⅰ. 基本情報<br>4. 個人番号の利用        | ・番号法第9条第1項 別表第1の30の項                | ・番号法第9条第1項 別表第1の43の項                                    | 事前 |                               |
| 令和3年6月28日  | Ⅰ. 基本情報<br>5. 情報提供ネットワークシス   | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の<br>制限)及び別表第2 | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の<br>制限)及び別表第2                     | 事前 |                               |
| 令和3年6月28日  | Ⅰ. 基本情報<br>6. 評価実施機関における担    | 保健局医療保険課                            | 福祉健康局医療保険課  | 事後 | 重要な変更項目でないため                  |
| 令和3年6月28日  | Ⅰ. 基本情報<br>6. 評価実施機関における担    | 保健局医療保険課長                           | 福祉健康局医療保険課長   | 事後 | 重要な変更項目でないため                  |
| 令和3年6月28日  | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの<br>概要         | 国民健康保険業務における事務処理に利用す<br>る。          | 国民健康保険業務における事務処理に利用す<br>る。                              | 事後 | 法令改正等による形式的な変<br>更であるため、重要な変更 |
| 令和3年6月28日  | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの<br>概要         | 保健局医療保険課                            | 福祉健康局医療保険課  | 事後 | 重要な変更項目でないため                  |
| 令和3年6月28日  | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの<br>概要         | 保健局医療保険課<br><略>                     | 福祉健康局医療保険課<br><略>                                       | 事後 | 重要な変更項目でないため                  |
| 令和3年6月28日  | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの<br>概要         | 富士通株式会社北陸支社                         | 富士通Japan株式会社石川支社  | 事後 | 重要な変更項目でないため                  |
| 令和3年6月28日  | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの<br>概要         | 番号法第19条第7号 別表第2の1                   | 番号法第19条第8号 別表第2の1                                       | 事前 |                               |
| 令和3年6月28日  | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの<br>概要         | 番号法第19条第7号 別表第2の2                   | 番号法第19条第8号 別表第2の2                                       | 事前 |                               |
| 令和3年6月28日  | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの<br>概要         | 番号法第19条第7号 別表第2の3                   | 番号法第19条第8号 別表第2の3                                       | 事前 |                               |
| 令和3年6月28日  | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの<br>概要         | 番号法第19条第7号 別表第2の4                   | 番号法第19条第8号 別表第2の4                                       | 事前 |                               |
| 令和3年6月28日  | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの<br>概要         | 番号法第19条第7号 別表第2の5                   | 番号法第19条第8号 別表第2の5                                       | 事前 |                               |
| 令和3年6月28日  | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの<br>概要         | 番号法第19条第7号 別表第2の9                   | 番号法第19条第8号 別表第2の11                                      | 事前 |                               |
| 令和3年6月28日  | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの<br>概要         | 番号法第19条第7号 別表第2の12                  | 番号法第19条第8号 別表第2の14                                      | 事前 |                               |

|           |                                  |  |  |    |              |
|-----------|----------------------------------|--|--|----|--------------|
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 番号法第19条第7号 別表第2の15                         | 番号法第19条第8号 別表第2の17                         | 事前 |              |
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 番号法第19条第7号 別表第2の17                         | 番号法第19条第8号 別表第2の24                         | 事前 |              |
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 番号法第19条第7号 別表第2の22                         | 番号法第19条第8号 別表第2の33                         | 事前 |              |
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 番号法第19条第7号 別表第2の26                         | 番号法第19条第8号 別表第2の37                         | 事前 |              |
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 番号法第19条第7号 別表第2の27                         | 番号法第19条第8号 別表第2の38                         | 事前 |              |
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 番号法第19条第7号 別表第2の30                         | 番号法第19条第8号 別表第2の41                         | 事前 |              |
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 番号法第19条第7号 別表第2の33                         | 番号法第19条第8号 別表第2の46                         | 事前 |              |
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 番号法第19条第7号 別表第2の39                         | 番号法第19条第8号 別表第2の53                         | 事前 |              |
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 番号法第19条第7号 別表第2の42                         | 番号法第19条第8号 別表第2の56                         | 事前 |              |
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 番号法第19条第7号 別表第2の46                         | 番号法第19条第8号 別表第2の60                         | 事前 |              |
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 番号法第19条第7号 別表第2の58                         | 番号法第19条第8号 別表第2の75                         | 事前 |              |
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 番号法第19条第7号 別表第2の62                         | 番号法第19条第8号 別表第2の79                         | 事前 |              |
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 番号法第19条第7号 別表第2の80                         | 番号法第19条第8号 別表第2の104                        | 事前 |              |
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 番号法第19条第7号 別表第2の87                         | 番号法第19条第8号 別表第2の116                        | 事前 |              |
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 番号法第19条第7号 別表第2の88                         | 番号法第19条第8号 別表第2の117                        | 事前 |              |
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 番号法第19条第7号 別表第2の93                         | 番号法第19条第8号 別表第2の123                        | 事前 |              |
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 番号法第19条第7号 別表第2の97                         | 番号法第19条第8号 別表第2の130                        | 事前 |              |
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 番号法第19条第7号 別表第2の106                        | 番号法第19条第8号 別表第2の140                        | 事前 |              |
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 番号法第19条第7号 別表第2の109                        | 番号法第19条第8号 別表第2の143                        | 事前 |              |
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 番号法第19条第7号 別表第2の120                        | 番号法第19条第8号 別表第2の155                        | 事前 |              |
| 令和3年6月28日 | Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要                 | 地域長寿課                                      | 福祉政策課                                      | 事後 | 重要な変更項目でないため |
| 令和3年6月28日 | Ⅳ. 開示請求、問い合わせ<br>2. 特定個人情報ファイルの取 | 保健局医療保険課 電話 076-220-2255                   | 福祉健康局医療保険課 電話 076-220-2255                 | 事後 | 重要な変更項目でないため |
| 令和3年9月30日 | 1. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取       | また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番 | また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番 | 事前 |              |
| 令和3年9月30日 | 1. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取       |  | 国民健康保険事務処理標準システム(保険料賦課システム)                | 事前 |              |
| 令和3年9月30日 | 1. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取       |  | 国民健康保険事務処理標準システム(資格管理システム)                 | 事前 |              |

|           |                            |                          |    |  |
|-----------|----------------------------|--------------------------|----|--|
| 令和3年9月30日 | I. 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取 | 国民健康保険事務処理標準システム(給付システム) | 事前 |  |
|-----------|----------------------------|--------------------------|----|--|